

平成30年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 教育委員会
 教育総務課 教育施設課 社会教育課 図書館 博物館 学校教育課 人権・同和教育課
 指導課 教育支援課
 3 監査実施期間 平成30年11月 8日から平成30年11月14日まで
 4 監査結果報告 平成31年 2月12日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【教育総務課】

<p>共通（1）支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>イ 支出命令書において、検査検収日の記載誤り。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月14日 支出命令書における検査検収日を訂正する内容の起案文書を作成し、決裁処理を行った。今後、同様の誤りが生じることのないように、適切な検査検収日が記載できるよう、今まで以上に注意して確認するよう所属内に周知した。</p>
<p>共通（2）文書管理について 起案文書及び回議付せんにおいて、決裁日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月14日 決裁日を記載した。今後、同様の記載漏れが生じることのないように、決裁が終わった文書については、行政内部システムでの決済後確定処理をし、決裁日の記載を徹底するよう所属内に周知した。</p>
<p>（1）物品管理について 寄贈品の実査記録において、確認日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月14日 確認日を確認し、記載を行った。実査を行う担当者が変わった際にも、確認日の記載を確実に引き継いでいけるように、実査記録のファイルの表紙の裏に、手順確認の紙を貼り、漏れないようにした。</p>

【教育施設課】

<p>共通（２）文書管理について 起案文書及び回議付せんにおいて、決裁日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月13日 決裁日の記載漏れがあった起案文書及び回議付せんについて、決裁日を記載した。今後、不備が生じることのないよう適正な文書管理について所属内で周知徹底を行った。</p>
<p>（１）契約事務について 工事請負契約の請書において、貼付された印紙が消されていない。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月13日 事前調査後速やかに印紙の消印がなされていない請書について、消印処理を行った。今後、不備が生じることのないよう、請書および契約書の確認について所属内で周知徹底を行った。</p>
<p>（２）文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 回議付せんにおいて、文書取扱主任の押印漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月13日 文書取扱主任の押印が漏れていた回議付せんについて、文書取扱主任が押印した。今後、不備が生じることのないよう、適正な文書管理について所属内で周知徹底を行った。</p>
<p>イ 起案文書において、担当者印による訂正。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月13日 担当者印による訂正がなされていた起案文書について、所属長印を押す方法で訂正処理を行った。今後、不備が生じることのないよう、適正な文書管理について所属内で周知徹底を行った。</p>

【社会教育課】

<p>（１）寄贈品の管理について 寄贈品台帳と現品との照合記録が残されていない。年度末には担当者による全件実査及び所属長による抽出実査を行い、その記録を文書にして残すこと。</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月29日 平成31年3月に寄贈品について、担当者による全件の実査と所属長による抽出実査を行い、その記録を文書にして残した。</p>
<p>（２）文書管理について ア 自動車運行日誌において、運行目的の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月12日 所属長から自動車運行日誌における運行目的の記載を必ず行うよう課員に改めて周知し、記載漏れの防止を図った。</p>
<p>イ 自動車運行日誌において、同じ運行区間で、日により走行距離が大きく異なっている事例が見受けられた。運行区間の欄には、走行距離の根拠となる行先を詳細に記載すること。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月12日 自動車運行日誌において、運行区間の欄に行先を詳細に記載するよう改めた。</p>

<p>(3) 原課契約工事について 原課契約工事発注・監督・検査チェックリストにおいて、チェック漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月12日 原課契約工事発注・監督・検査チェックリストについて、漏れなく記載するよう課員にあらためて周知徹底を図った。決裁時の見過ごしについても注意喚起し、今後はチェック漏れが起こらないよう努める。</p>
--	--

【図書館】

<p>共通(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>イ 支出命令書において、検査検収日の記載誤り。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月14日 支出命令書における検査検収日を訂正する内容の起案文書を作成し、決裁処理を行った。会計事務研修会の資料を用いて検査検収日などのチェック項目、不備事項の処理方法を、事務を担当する職員に徹底した。</p>
<p>(1) 文書管理について 起案文書において、四日市市文書管理規程第28条第3項により訂正を行うことができないとされている事項について、訂正がなされていた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月14日 訂正することができないとされている事項について、その記載を訂正する内容の起案文書を作成し、決裁処理を行った。四日市市文書管理規程により起案文書において訂正できない事項の確認を行い、事務を担当する職員に徹底した。</p>
<p>(2) 原課契約工事について 予算執行伺において、工事前の状況が分かる資料が添付されていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月14日 工事に係る予算執行伺には、工事前の状況が分かる資料を添付しなければならないことを事務を担当する職員に周知徹底するとともに、複数の職員でチェックすることとした。</p>

【博物館】

<p>(1) 支出事務について 支出命令書において、負担行為日の記載誤りが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月29日 支出命令書における負担行為日を訂正する内容の起案文書を作成し、決裁処理を行った。また、同年11月29日の課内全体会議において、今後は、適正文書管理を行うように職員へ周知徹底した。</p>
<p>(2) 契約事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	

<p>ア 委託契約において、外部委託等適格審査部会の必要な承認を得ず、当課において契約締結。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月29日 平成30年11月29日の課内全体会議において、外部委託等適格審査部会の承認が必要な委託契約とはどのような契約か改めて確認を行い、適正に事務処理を行うように職員へ周知徹底した。</p>
<p>イ 原課契約工事において、予算執行伺に添付すべき設計書の添付漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月29日 平成30年11月29日の課内全体会議において、設計書の添付が必要な工事とはどのような工事か改めて確認を行い、適正に事務処理を行うように職員へ周知徹底した。</p>
<p>(3) 備品管理について 備品ラベルの貼付漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月29日 平成30年10月12日の事前調査後に管理係が再点検を行い、備品ラベルの貼付漏れのあった備品について貼付を行った。また、同年11月29日の課内全体会議において、今後は、四日市市会計規則第149条に基づき、備品には備品の表示を行うように職員へ周知徹底した。</p>
<p>(4) 公印管理について 公印台帳の副本において、公印取扱責任者の更新漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月13日 平成30年10月12日の事前調査後に直ちに、公印取扱責任者の更新漏れについて記載を行った。また、今後は、公印取扱責任者の変更が生じた時には、適切に更新を行うように職員へ周知徹底した。</p>
<p>(5) 文書管理について 起案文書において、決裁日の記載誤りが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月29日 平成30年10月12日の事前調査後に管理係が再点検を行い、起案文書において記載誤りのあった事項について訂正を行った。また、同年11月29日の課内全体会議において、今後は、四日市市文書管理規程第27条に基づく適正な文書管理を行うように職員へ周知徹底した。</p>
<p>(6) 許認可等の事務について 許可書において、許可権者の表示が誤っている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月29日 許可書の様式について、正しい許可権者の表示となっていることを改めて確認するとともに、平成30年11月29日の課内全体会議において、今後は、適正に事務処理を行うように職員へ周知徹底した。</p>

【学校教育課】

<p>共通(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
---	---

<p>ア 支出命令書において、請求日の記載誤り。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 9日 支出命令書における請求日を訂正する内容の起案文書を作成し、決裁処理を行った。今後、記載に不備がないことを十分確認するよう周知徹底した。</p>
<p>共通(2) 文書管理について 起案文書及び回議付せんにおいて、決裁日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 9日 起案文書及び回議付せんにおいて、決裁日の記載漏れがあった文書については、決裁日を記載した。今後、記載漏れがないことを十分確認するよう周知徹底した。</p>
<p>(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>ア 請求書において、請求者である団体の代表者氏名の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 9日 団体の代表者氏名の記載された請求書の提出を相手方から受け、差し替えた。今後、請求書の記載に不備がないことを十分確認するよう周知徹底した。</p>
<p>イ 請求書に押印された請求者の印鑑が契約書に押印されたものと相違。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 9日 契約書に押印された印鑑と同じ印鑑の請求書の提出を相手方から受け、差し替えた。今後、請求書の記載に不備がないことを十分確認するよう周知徹底した。</p>
<p>ウ 納品書において、納品日の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 9日 相手方の承諾のもと納品書に納品日を記載した。今後、納品書の記載に不備がないことを十分確認するよう周知徹底した。</p>
<p>(2) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>ア 決裁文書において、裏紙の使用。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 9日 今後、決裁文書において裏紙は使用しないよう周知徹底した。</p>
<p>イ 文書の簿冊に付けられた表紙及び背表紙において、所定事項の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 9日 年度、保存年限、所属を記載した。今後、所定事項の記載漏れがないよう十分確認するよう周知徹底した。</p>

【人権・同和教育課】

<p>共通（１）支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 支出命令書において、請求日の記載誤り。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 ５月１２日 支出命令書における請求日を訂正する内容の起案文書を作成し、決裁処理を行った。担当者及び承認者の見落としにより生じたミスであったため、担当者、承認者が確実に確認を行うためのチェック表を使用することとした。</p>
<p>（１）支出事務について 委託業務に係る見積書及び業務完了報告書において、日付漏れが見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 ５月１２日 担当者及び承認者の見落としにより生じたミスであったため、担当者、承認者が確実に確認を行うためのチェック表を使用することにより、記載事項の十分な確認を徹底し、債権者等に日付漏れなど不備のない書類の提出を求めることとした。</p>

【指導課】

特になし

【教育支援課】

<p>（１）契約事務について 委託契約書において、契約期間の日付が誤っている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成３０年１１月 ８日 契約期間の日付誤りにつき、直ちに訂正の決裁を行った。その上で、教育支援課、及び受託者の双方の契約書に、双方の印をもって訂正を行った。</p>
<p>（２）文書管理について 起案文書において、鉛筆書きによる字句訂正が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成３０年１１月 ８日 鉛筆書きによる字句訂正箇所につき、件名部分の誤りについては、訂正する決裁を別途起案して訂正し、起案文部分の誤りについては、ボールペンをういて二本線で消し、訂正印を押し、字句誤りの修正を行った。</p>

平成30年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 教育委員会
 教育総務課 教育施設課 社会教育課 図書館 博物館 学校教育課 人権・同和教育課
 指導課 教育支援課
 3 監査実施期間 平成30年11月 8日から平成30年11月14日まで
 4 監査結果報告 平成31年 2月12日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【教育総務課】

<p>共通（4）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 2月12日 職員一人ひとりが、適切な事務処理ができるよう財務会計事務マニュアル等を再度確認し、回議前に、もう一度見直すことを徹底した。また、ミスを減らすために、チェックリストや手順書を利用できるものは、それらを必ず活用することを再確認した。職員は、起案時に注意深く内容を確認することを徹底し、文書取扱主任や審査補助員を必ずルートに入れ、チェック体制を強化した。</p>
<p>共通（5）学校づくりビジョン推進事業委託について ア 各学校が作成した学校づくりビジョンの推進のために行う取組みのうち、地域の協力を得て行う事業を、学校運営協議会や学校づくり協力者会議へ委託しているが、委託事業として相応しくないとされるものが見受けられる。原点に立ち返り学校づくりビジョン推進事業として取り組むべき内容を整理し、仕様書で示すとともに、実施報告で委託内容が適切であるか明確に確認したうえで、事業費を精査すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月 9日 事業執行課である指導課において、当事業の委託内容と仕様書の再確認を行った。また、実績報告書で、委託内容の適切な実施の確認を行い、次年度に向けてより適切な委託内容となるよう、事業費の精査を行った。 教育総務課においては、委託事業として相応しくないとされる内容で事業が行われないように、適宜助言やサポートを行っていく。</p>

<p>イ 学校運営協議会や学校づくり協力者会議へ委託した学校づくりビジョン推進事業に係る会計事務が学校の教職員において行われている。その会計事務において、領収書における首標金額の訂正や立替払いなど不適切な処理が見受けられた。協議会等の会計においても本市の会計規則を参考にするなどして適切な事務処理がなされるよう、各学校に対し指導すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日</p> <p>事業執行課である指導課において、学校づくりビジョン推進事業に係る会計事務について、小中学校校長会議や教頭会議で適切に処理を行うよう指導した。今後も校長会議、教頭会議を通じて、適切な執行、処理を図るよう必要に応じて指導等を実施していく。</p> <p>教育総務課においては、事業実施については、適宜助言やサポートを行うとともに、会計事務に関する研修への参加を呼び掛けるなど、教育委員会全体の会計事務能力向上に努めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日</p> <p>事業執行課である指導課において、学校づくりビジョン推進事業に係る会計事務について、令和元年12月、令和2年2月の小中学校校長会議にて、適切に処理を行うよう指導した。今後も校長会議等を通じて、適切な執行、処理を図るよう必要に応じて指導等を実施していく。</p> <p>教育総務課においては、事業実施については、適宜助言やサポートを行うとともに、会計事務に関する研修への参加を呼び掛けるなど、教育委員会全体の会計事務能力向上に努めた。</p>
<p>(1) 学校規模等適正化事業について</p> <p>ア 少子化が進む中、学校の小規模化等の課題に対し、検討対象地区以外の地区への説明や、地区を越えた話し合いの仕組みの必要性について、説明しているとのことである。学校規模等適正化は全市的な問題であり、地域間の係争とならないよう、実施前の早い時期から丁寧に地域への説明を繰り返し行い、信頼構築に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日</p> <p>学校規模等適正化の取組みにおいては、学校教育の直接の受益者である子どもや保護者、地域住民の理解と協力を十分に得ることが重要であると考えている。全市的な適正化において、地区を超えた話し合いの仕組みづくりの検討を進めるに当たっては、各地区の地理的特性や歴史的経緯を考慮し、丁寧な説明に努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日</p> <p>学校規模等適正化の取組みにおいては、学校教育の直接の受益者である子どもや保護者、地域住民の理解と協力を十分に得ることが重要であると考えている。中学校においては、中学校区が複数の行政区にまたがっているという状況があるため、中学校区のブロック案を作成し、地域関係者等への周知や意見聴取を行った。今後はこの仕組みを活用し、丁寧に地域と議論を重ねながら、適正化の取組みを進めていく。</p>

<p>イ 小規模校の場合には教職員数が減少することにより、部活動においても支障をきたすことになる。部活動を通じて、それぞれの役割を担うことや、個人がやる気や目標を持って活動することが大事である。部活動の本来の目的に沿うような対応ができる学校運営に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 学校の働き方改革の一環として、平成30年度に部活動協力員のモデル配置を行った結果、小規模校において効果が大きいとの検証結果を得た。今後、小規模校に対し、部活動協力員を重点的に配置するなど、小規模校の学校運営における負担の軽減に努めていく。</p>
<p>(2) 介助員・支援員の研修について ア 介助員・支援員については、専門性を身に付けるための研修を行っているが、特別支援の必要な児童に直接関わる介助員や支援員のけがが多かったことから、資質向上の研修に加えて、安全対策の面での研修を教育委員会としてサポートしていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 学校の働き方改革の一環として、平成30年度に部活動協力員のモデル配置を行った結果、小規模校において効果が大きいとの検証結果を得た。そのため、令和元年度には、事業執行課である指導課において、小規模校3校に対し、部活動協力員を配置した。協力員の配置によって、教員の時間外勤務時間の縮減につながった。 令和2年度以降も、小規模校への部活動協力員の配置を目指し、生徒の安全な活動につなげるとともに、教員の負担も軽減していく。</p>
<p>イ 介助員、支援員の身体の負担軽減のために、介護ロボットの導入も含めて健康管理ができるような取組みを検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 介助員・支援員の職務中の労務災害は、平成28年度は4件、平成29年度は3件、平成30年度は1件と減少傾向ではあるものの、児童の予測不可能な動作等で突発的な事故が起きやすく、身体的負担がかかる職種であることは認識している。任用を所管する教育支援課と連携し、介助員・支援員の勤務状況と実態を把握し、現在行っている夏季研修の中で、児童への対応についての項目に加え、行動が予測不能な児童への対応等の講習を項目を入れることを検討していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 任用を所管する教育支援課と連携し、令和2年度の夏季研修の中で、行動が予測不能な児童への対応等の講習を項目として入れていくよう準備している。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年 8月 9日 新規配属者及び自覚症状のある介助員・支援員については、頸肩腕症候群検診・腰椎検診を実施し、身体的負担を把握できるようにしている。その検診での把握のほか、身体の負担を感じている介助員・支援員に対しては、配置体制を調整するなど、任用所属である教育支援課と連携し、個別にフォローしていく。</p>

<p>(3) 旧楠町から引き継いだ奨学資金返還金について 旧楠町から引き継いだ奨学資金返還金の不納欠損について、長い間所在がつかめず、所在の判明後は時効の援用により不納欠損を行った案件があった。債権管理の部署から収納のノウハウ等を参考にして、残る返還金についても将来、安易に不納欠損処理とせず、返還を原則として取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 2月13日 旧楠町から引き継いだ奨学資金返還金については、時効の援用による不納欠損を行った債務者の他は、残り1名の債務者のみとなっていた。債権管理の部署と相談をしながら、この債務者の連帯保証人に債務承認書と納付計画書を提出させ、その計画書のとおり納付され、完納となった。</p>
<p>(4) 財産管理について 県立養護学校の敷地を三重県に無償で貸し付けを行っているところであるが、無償としている根拠を明確に整理すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 2月12日 県立養護学校を本市に誘致するため、昭和54年に当該敷地の一部について、三重県と使用貸借契約（無償貸付け）を締結した。無償貸付けの法的根拠として、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号に該当するものと整理している。毎年実査を行い、当初の目的どおり敷地が利用されていることの確認を行っている。</p>
<p>(5) 教職員の過度な負担の軽減について どの学校現場でも教職員の負担軽減が課題となっている。今後、校務支援システムの円滑な導入、部活動の整理、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのさらなる活用により、教職員が子どもと接する時間が確保できるように、教育委員会全体として取り組むこと。 【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 8月12日 教育委員会では、「学校業務サポート事業」として、多忙化する学校や教職員の現状を把握し、教職員の負担軽減に向けた取組みを推進している。具体例として、書類の印刷業務やデータ入力等を行う学校業務アシスタントの全校配置や、部活動協力員の導入を行った。その結果、時間外労働時間の削減等につながったという検証結果が出ている。令和2年度には、名簿、成績等の記録を一元管理できる校務支援システムの運用を開始し、教職員の更なる負担軽減を図っていく。引き続き、教職員の勤務実態を調査し、教育委員会全体で教職員の負担軽減に向けた取組みを実施していく。</p> <p>【継続努力】 令和 2年 2月12日 令和2年度には、教育委員会において、校務支援システムの運用や部活動の引率ができる部活動指導員の導入を行う予定である。引き続き、教職員の勤務実態を調査し、教育委員会全体で教職員の負担軽減に向けた取組みを実施していく。</p>
<p>(6) 四日市子ども広報発行事業について 小学1年生から中学3年生までを対象に、四日市の紹介記事や子どもたちの投稿記事などを載せた「四日市子ども広報」を発行している。教材や学習資料としては、学年差があるのですべての学年について満足することは難しいと思われるが、非常によい試みのため、各学年でよりよく活用されるような内容になるようにしていくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月 9日 教育総務課の担当者が、小・中学校教員の研修会に参加し、「四日市子ども広報」の活用事例の紹介するなど、教材としての活用促進を行った。また、「四日市市学校教育ビジョン等調査」において、子ども広報の活用状況の調査を実施し、その状況を把握するとともに、各学年でより良い活用ができるよう、紙面や投稿コーナーの工夫を引き続き行っていく。</p>

<p>(7) 施設別行政コスト計算書の活用について ア 前回の監査時に教育委員会に係る総コストの試算について改善を求めたが、対応状況は継続努力とのことである。施設別行政コスト計算書の内容を各学校に伝え、コストの把握、共有に努めること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 予算・決算時に各課のデータを集計し、教育委員会に係る総コストの把握に努め、分析をしている。 行財政改革課が作成する施設別行政コスト計算書については、小学校全体、中学校全体というカテゴリーになっており、その活用の方法について検討していく。</p>
<p>イ 現在の小中学校に係る施設別行政コスト計算書には、県費で賄われている教職員の人件費が含まれていない。より適切なコスト計算となるよう、総コストの大きな部分を占める人件費についての情報を入手することを検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 予算・決算時に各課のデータを集計し、教育委員会に係る総コストの把握に努め、分析をしている。 行財政改革課が作成した公共施設カルテでは、学校ごとのコストが算出されており、ホームページで公表されている。各学校へは教育委員会から予算の配当を行っており、学校での予算の執行は限定的であることから、教育委員会で各学校のコストを意識しながら、情報共有と適正な学校運営について指導していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 県費教職員の人件費を算入することにより、より適切な施設別行政コスト計算ができるようになり、より活用の幅が広がることは認識している。その情報については、三重県教育委員会に、四日市市内の小中学校に勤務する正規・非正規すべての教職員の情報を提供してもらうことになるため、県からの提供が可能かどうかを含め、慎重に対応していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 三重県教育委員会に、四日市市内の小中学校に勤務する正規・非正規すべての教職員の人件費の情報を提供してもらうことが可能か問い合わせたところ、困難であるとの回答であった。</p>
<p>(8) 補助執行に関することについて 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長部局に対して補助執行させており、市長部局からは定例会、教育委員会議において教育委員会に協議、報告を受けているとのことである。こうした仕組みの中で、教育委員会としての意向、目的が適切に具現化するよう努力すること。 【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 2月12日 補助執行にかかる事務の中でも、教育行政にかかる方針、議会へ諮る案件、規則の改正等については、教育委員会会議において協議を行っている。それらの資料は教育委員の意見・考えをまとめる時間を設けるために、事前に送付するとともに、資料作成にあたっては、議論すべき点、委員に意見を求めるべき点等を明確にするようにとの依頼も行っている。</p>

<p>(9) 四日市市奨学会奨学金について ア 任意団体である四日市市奨学会の事務を教育委員会が行っている。同会の位置づけ、在り方を研究すること。また、保有している奨学資金用としての多額の預金は、引き続き厳重に管理すること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 元年 8月12日 この奨学金制度をより安定的、継続的に運用していくための制度のあり方について研究していく。現在保有している預金については、通帳と印鑑は別々に、鍵のかかる場所で厳重に保管している。</p>
<p>イ 四日市市奨学会奨学金について、一般に知られていない。PR活動を行うことにより、利用者増や制度の改善につなげていくこと。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 新総合計画に「魅力ある奨学金制度の創設」を掲げ、令和2年度は、実施主体を任意団体から市に変更した新しい奨学金制度の設計に取り組んでいく。令和3年度から市民への周知及び募集を行い、令和4年度に奨学金の給付開始となるよう準備を進めている。現在保有している預金については、引き続き厳重に管理している。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年 8月 9日 中学校校長会、北勢地区公立学校校長会を訪問し、制度の説明と生徒への周知の依頼をするとともに、広報よっかいちや日本学生支援機構等奨学金関係のホームページへの掲載を行い、PRに努めている。また、より使いやすい奨学金とするために、平成28年度から新規採用者を対象にアンケートを実施し、そのアンケートの意見をもとに、平成30年度から、順次入学支度金や貸与月額の増額を行っている。平成31年度からは、書類が整った奨学生については、入学支度金の貸与時期を従来の5月から3月に前倒しした。利用者数は、景気や社会情勢等の影響を受けやすい面があるものの、平成31年度の新規奨学生は平成30年度に比べて5名増加した。</p>

<p>(10) 学校プール運営委託について 夏休みの学校のプール運営を小学校PTAに委託している。本来的に公務という位置づけとのことであるが、事故が起きないようにしっかりと取り組むとともに、万が一事故が起きた場合に、過失によってはPTAの関係者に個人的責任が及ぶことから、これを課題ととらえて、対策について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 平成29年度に発生した学校プール運営事業中の事故を受けて、平成30年度からは、安全対策の見直しを図り、監視体制の強化・改善やバディシステムの採用による安全管理の徹底などを義務付けた。また、プール事故を未然に防ぐために、監視員向けの講習会も開催しており、安全第一での事業の実施に努めている。 万が一、事故が発生した場合に、受託者であるPTAが過失責任を問われることがないように、仕様書の内容を明確にするとともに、PTAに対して、契約内容の説明及び指導に努めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 平成29年度に発生した学校プール運営事業中の事故を受けて、平成30年度からは、安全対策の見直しを図り、監視体制の強化・改善やバディシステムの採用による安全管理の徹底などを義務付けた。また、プール事故を未然に防ぐために、監視員向けの講習会を令和元年6月に開催し、安全第一での事業の実施に努めた。令和元年度には、監視台の設置や熱中症対策等も行い、さらなる安全確保に努めた。 万が一、事故が発生した場合に、受託者であるPTAが過失責任を問われることがないように、仕様書の内容を明確にするとともに、PTAに対して、契約内容の説明及び指導に努めていく。</p>

【教育施設課】

<p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 前回の監査と比べると、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が完全に解消されるなど、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 ８月１２日 時間外勤務が多い職員については、所属長がヒアリングと分析を行い、係内や係間で業務を組み替えるなどしてきた。その結果、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員は平成２９年度は５人、平成３０年度は７人であったが、１人あたりの月間平均時間外勤務時間数は、着実に縮減が図られてきた。しかし、技術職と事務職が混在する当課においては、業務分担の見直しにも限界がある。また、台風などの自然災害や他自治体での安全事故等の不測の事態が発生した際は、事後の対策として長期間に渡り、相当の労力を費やすこととなり、このことが時間外勤務縮減の妨げとなっている。 まずは、毎週水曜日のノー残業デーについて、朝礼時や終業時刻に職員同士で声をかけあい、確実に実施することで、時間外勤務の縮減とワークライフバランスの充実に取り組んでいる。</p>
<p>共通（４）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 ２年 ２月１２日 毎週水曜日のノー残業デーに加え、毎月第４金曜日についても朝礼時や就業時刻に職員同士で声をかけあい、時間外勤務の縮減に向けた意識づけの機会をふやしている。現時点で、令和元年１２月末までの１人あたりの月間平均時間外勤務時間数は、平成３０年度同期と比べて２８．１時間から２３．７時間へと減少傾向にある。また、ワークライフバランスの充実に向け、年次有給休暇の年間取得日数の目標を個人で設けるなどし、取得に向けた意識づけを行っている。令和元年度の取得見込み日数は、平成３０年度と比べて増加見込みである。</p>
<p>（１）学校施設の維持管理等について ア 学校現場において教職員は、子どもへの指導、教育が第一義的な目的であり、施設の維持管理については、財産台帳と照合できる図面を整備するなど可能な限り簡便な方法で行えるよう十分に支援を行い、引き続き適正な維持管理に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成３１年 ３月３１日 事前調査終了後すみやかに平成３０年度分の事務処理について再確認を行った上、課内で研修を行い、同じ誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【 措置済 】 平成３１年 ３月３１日 平成３０年度に、各学校施設の現地調査を行った。その際に作成した図面は学校からも閲覧することが可能であり、財産台帳との照合がこれまでより容易に行えるようにした。</p>

<p>イ 空調設備の普通教室への導入はPFI方式で行われる予定であるが、既に直接施工方式で整備した特別教室と熱源が異なる可能性があるとのことである。学校における日常点検において、混乱のないよう十分にサポートしていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 PFI方式で整備を行う空調設備については、PFI事業で整備を行ったことが明確に判別できるように表示し、日常点検において不備が生じた場合にも混乱が起きないように対策を行っていく。</p>
<p>ウ 大規模改修工事の時期の近い学校においても、現に雨漏りが発生し、室内の備品等への影響が懸念されるところがある。応急措置を行うなど、学校運営に支障が生じないように、学校側とも十分協議を行い、施設の維持更新に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 PFI方式で整備を行っている空調設備の室内機・室外機について、金属プレートやシールで「PFI設置」の表示を順次行っており、判別が明確にできるよう対策を行った。</p>
<p>エ 災害用汚水槽の整備は、公共下水道への接続後の浄化槽の活用方法として有効であり、陥没等に注意を払いながら引き続き整備を進めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 雨漏りについては、大規模改修までは部分補修で対応しているが、部分補修では対応が難しくなってきたと判断されれば、大規模改修前であっても全面的な改修を行っていききたい。</p>
<p>オ 廃止された学校の土地等の行政財産は、占有されないよう注意を払いながら引き続き適正な管理に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 今後も雨漏りについては、大規模改修までは部分補修で対応し、部分補修では対応が難しくなってきたと判断されれば、大規模改修前であっても全面的な改修を行っていく方針である。令和2年度に向けても屋上防水改修工事の予算化を行っており維持更新に努めている。</p>
<p>エ 災害用汚水槽の整備は、公共下水道への接続後の浄化槽の活用方法として有効であり、陥没等に注意を払いながら引き続き整備を進めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 今後も、公共下水道への接続の際に不要となる浄化槽を活用し、災害用便槽として整備していきたい。</p>
<p>カ 施設の満足度評価に関する児童生徒アンケートにおいては、様々な声が寄せられるものと考えられる。小さなことでも迅速に施設整備に反映出来るものがあれば、出来る限り児童生徒の声を反映するよう努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 教育施設課の職員が定期的に確認を行っており、今後も適正な管理に努めていく。</p>
<p>カ 施設の満足度評価に関する児童生徒アンケートにおいては、様々な声が寄せられるものと考えられる。小さなことでも迅速に施設整備に反映出来るものがあれば、出来る限り児童生徒の声を反映するよう努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 アンケートで多く寄せられる意見の1つとして、トイレの環境整備がある。トイレは大規模改修の際にドライ化及び洋式化を進めることとしているが、大規模改修の予定のない学校についても洋式化を進めるなどし、少しでも寄せられた意見を反映できるように努めている。</p>

<p>キ 運動場などの除草作業は、保護者や地域の方々等の協力により行われているが、手が回りにくくなっている学校もある。子どもの安全面を考慮して、予算措置も含めた対応策について検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 保護者や地域の方々の協力は非常にありがたく、今後も引き続きお願いしたい。一方、生徒数の少ない小規模校については、保護者の数も少なく、手が回らないことから、まずは小規模校について対応策を検討していく。</p>
<p>(2) 原課契約工事について ア 異種の工事にもかかわらず、同一設計金額、同一契約金額の工事が複数見受けられた。疑念を持たれることのないよう、設計から契約締結までの契約手続きをより慎重に行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 保護者や地域の方々の協力は今後も引き続きお願いしたい。一方、除草より労力の大きい樹木伐採や剪定の予算について増額要求を行い、除草作業に少しでも手が回せるようにした。</p>
<p>イ 建築営繕工事は工事金額が100万円未満、土木工事は工事金額が50万円未満の工事が、原課契約工事の対象となる。例えば防火水槽の撤去工事(契約金額993,600円)を建築営繕工事として原課契約するなど、その運用に疑義の残る事例が見受けられるため、改めて考え方の整理を行ったうえで、より適切な運用を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 設計金額や予定価格については慎重に取り扱っているが、結果的に、設計金額と契約金額が同じ工事があったため、これまで以上に設計の確認を行うことや契約手続きの迅速化を周知徹底した。</p>
<p>(3) 予算流用について 事業間や同一事業内における節間流用が、件数、金額とも多くなされている。予算編成にあたっては、計画時に十分に精査し、綿密な事業計画を立てることにより、的確で効率的な予算とすること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 工事内容により、建築営繕工事と土木工事への割り振りが難しいこともあるが、課内で考え方を統一し、今後は疑義がないよう努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 近年、台風等の自然災害や他の自治体で発生した事故等を踏まえ、安全確保のための対策を行うことが必要となるケースが多く、また、それらの対策は迅速に行う必要があることから、入札差金をもとに、既決予算内での流用を多く行っている。今後は予防保全的な改修の視点を取り入れた計画をたて、設計についても精度を高めることで、効率的な予算編成へ努力していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 平成30年度については、被害を及ぼした台風が複数あり、体育館の屋根の補修など対応が必要になる状況があるなか、流用金額については、平成29年度に比べ増加したものの、件数については、平成29年度に比べ減少となった。予防保全的な改修の視点から、今後も精度を高めた設計を行い、効果的な予算編成へ努力をしていく。</p>

<p>(4) 学校用地について ア 長期にわたって敷地の多くを借用している四郷小学校に関して、更新時に売却の意向確認を行っているとのことである。しかしながら買収には至っておらず、コスト面を考慮すると早期に解決が求められるため、借地料の低減もあわせながら、引き続き買収に向けた取組みを進めること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 引き続き、売却の意向を示した地権者と交渉を行い、借地解消に向けた取組を着実に進めていく。コスト面から早急な解決が必要であることは認識しており、借地料の低減も含めて対応を検討していく。</p>
<p>イ 国有地の借地に関しても、譲り受ける方向で進める必要があり、関係機関と絶えず接触を図りながら、継続して取り組んでいくこと。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 賃借料の算定根拠として、固定資産税評価額の100分の4以内の額とすることとなっているが、多くは100分の4より低い金額で賃借しており、賃借料はすでに低減はされた状態とはなっているものの、賃借面積や筆数が多く、全体の借地料が高額となっている。借地料は賃貸人にとっても生活費の一部になっている場合があることも考慮した上で借地料の低減について検討を行い、買取等については方策について関係機関へ相談を行う等、対応を引き続き検討する。</p>
<p>(5) 通学路交通安全施設整備事業について 通学路の安全対策は市民にとって非常に関心の高いものであり、指導課所管の交通安全推進会議に係る事業と併せて、進捗状況等の公表について検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 8月12日 国有地を譲り受けるには、測量や不動産鑑定などが必要となる土地があり、その事務手続と手順の確認を行った。今後も東海財務局とは継続して協議を行っていく。</p>
<p>【社会教育課】 共通(1) 財産管理について 工事により設置したエアコンや防犯カメラ等について、備品、工作物等、財産の分類と計上の方法について検討し、統一したルールに基づき適切な財産管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 指導課所管の交通安全推進会議に係る事業の進捗状況等の公表に併せて、年度ごとに整備要望箇所に対する整備状況をリスト化して、公表する予定で調整を行っている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 通学路交通安全施設整備事業は、指導課所管の通学路交通安全推進会議と関連しており、令和2年度からは学校からの要望について書式や提出先を指導課へ一本化していく調整をおこなっている。公表についても、交通安全推進会議に併せて公表できるよう、引き続き調整をおこなう。</p>
<p>【社会教育課】 共通(1) 財産管理について 工事により設置したエアコンや防犯カメラ等について、備品、工作物等、財産の分類と計上の方法について検討し、統一したルールに基づき適切な財産管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月29日 平成29年度及び30年度に設置した6台すべての防犯カメラを工作物台帳に計上した。</p>

<p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について</p> <p>前回の監査と比べると、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が完全に解消されるなど、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 ８月 １ ２ 日</p> <p>昨年度からタスク管理表を導入することにより、職員が各自で業務量や時間配分の可視化に努めるとともに、所属長が日々の業務内容等を確認することで、業務分担の確認や時間外勤務の原因分析に活かせるよう改めた。時間外勤務が年間３６０時間を超える職員の人数は平成２９年度、３０年度ともに３名であったが、３名の合計時間は１，７８８時間から１，２７２時間に減少した。また、時差出勤勤務制度が導入できるような業務については、積極的に導入し、時間外勤務の縮減を図るよう努めている。</p>
<p>共通（４）内部事務管理について</p> <p>事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 ２年 ２月 １ ２ 日</p> <p>令和元年度４月～１月の時間外勤務の実績は、平成３０年度の同期間の実績に比べて、１８３時間減少しており、月平均時間も減少見込みである。これは、業務の分担の再確認や、ノー残業デーの意識付けによるものと考えられる。今後も、業務の分担の再確認や、ノー残業デーの徹底、時差出勤勤務制度の活用等を積極的に行い、時間外勤務の縮減を図るよう努める。</p>
<p>（１）関係団体の組織存廃及び通帳の取扱いについて</p> <p>平成２９年度をもって事実上使命を終了している「久留倍遺跡まつり実行委員会」について、市が事務局として事務を行っているが、正式な解散手続きがとられておらず、通帳も保管している。早急に委員会組織の存廃と通帳の取扱いについて適切な措置を講じること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成 ３ １ 年 ４ 月 １ 日</p> <p>事務処理においてのミスや誤りを防ぐため、あらためて課員に周知徹底した。また、平成３１年度よりチェック体制を確立するため、業務分担において分野ごとの統括的な立場の職員を定めて決裁を確認するよう改めた。</p>
<p>（２）文化財の「保護から活用」への流れに対応した執行体制について</p> <p>ア 課の中で係を設置しておらず、文化財にかかる保護と活用の各業務ごとの職員の担当分けも行っていない。文化財保護法の改正（平成３１年４月改正法施行）により、文化財を保護するだけでなく十分な活用を図っていくことが要請されており、それに対応できるよう新しい視点での分担を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成 ３ ０ 年 １ １ 月 ５ 日</p> <p>平成３０年２月２０日開催の第２回久留倍遺跡まつり実行委員会において、実行委員会の解散を議決し、平成３０年１１月５日付で実行委員会の通帳解約を行った。</p> <p>【 措置済 】 平成 ３ １ 年 ４ 月 １ 日</p> <p>個々の文化財について精通している者が、保護と活用を合わせて担当の方がより効果的と考えているが、より十分な活用が図られるよう、規模が大きい活用事業を実施する主要な文化財の担当は重複しないように分担するなど、担当割りを工夫した。</p>

<p>イ 様々な分野や施設、現場を所管しているが、係制がないために課長を含めた分担に「めりはり」がないように感じられる。担当者が「めりはり」を持って業務を進められる環境を整えること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 4月 1日 文化財の分野ごとに総括を決め、体制を整えた。出先の施設についての勤務管理は、管理職が月2回程度訪問し、確認を行っているが、さらに、出退勤時に毎日電話確認を行うこととした。</p>
<p>(3) 久留倍官衙遺跡公園の防犯体制について 公園全体がかなり広く、安全安心のため、防犯カメラの増設やカメラ作動中の表示看板等の充実を図ること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 8月12日 公園整備進捗に伴い、カメラ3台を増設した。表示についても、今後進めていく。</p> <p>【継続努力】 令和 2年 2月12日 増設したカメラ3台について、作動中の表示を支柱に行った。併せて駐車場に市販の防犯カメラ2台を設置した。また、既存の掲示板や新設する注意書き看板に、カメラ作動中の表示を行う予定である。</p>
<p>(4) 御池沼沢植物群落の環境保全について 業務委託や市民ボランティア、地元団体との協働作業により、樹木の伐採・抜根やタケの駆除等の保全作業を行っているが、年々その時点での必要箇所について作業を行っているとのことであり、日常的な見回りを強化し、作業の優先順位にも配慮するなど長期的な保全計画を立てることも検討すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 8月12日 保存活用計画を策定し、日常管理や長期的な保全計画を整理する予定である。</p> <p>【措置済】 令和 2年 2月12日 四日市市総合計画2020-2029の推進計画事業に、保存活用計画策定を位置づけ、令和元年12月には、文化庁調査官から管理や保全、計画策定について現地指導を受けるなど、保全計画の整理を進めつつある。</p>
<p>(5) 御池沼沢植物群落のPRについて 御池沼沢植物群落におけるイベントの開催状況等について、ホームページ等による情報発信をさらに充実させ、より市民に身近に感じてもらえるようPRに努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月12日 ホームページの更新回数を昨年度より増やすとともに、活動の様子等について写真を多用して掲載するなどして、閲覧者により御池沼沢植物群落の魅力が伝わるレイアウトに修正した。今後も、ホームページによる情報発信をさらに充実させてPRに努める。</p>
<p>(6) 刊行物の管理について 市が発行する刊行物の一部について施錠のできない部屋で保管されており、また、各刊行物の在庫管理を台帳への記録により行っているが、在庫数の実査確認を年度末にしか行っていない。さらに、公用により他部局へ無償提供する場合、出庫の証拠となる書類が残されていない。在庫数の実査回数の増や提供先部局から依頼文書を徴取するなど、紛失等の防止のため、適切な管理方法をとること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月12日 在庫数の実査回数を年度末1回から4ヶ月に1回の計3回に増やし、刊行物希望先からの依頼文書を必ず徴取するよう改めた。 また、在庫の保管場所を扉付収蔵棚に移した。</p>

<p>(7) 補助金支出に係る文書編綴について 補助金の交付申請、決定等の書類綴りと支出負担行為書等の財務会計書類の綴りを分けて保管している。編綴を分ける場合には、財務会計書類の綴りに元となる補助金の交付申請、決定等の写しを添付し、一連の流れが見えるよう文書管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月12日 補助金支出に係り、一連の流れが見えるよう、財務会計書類の綴りに元となる補助金の交付申請、決定等の写しを添付するよう改めた。</p>
<p>(8) 四日市まちじゅうこども図書館事業について 参加している店舗が市中心部に多く存在し、市域で偏りがある。他部局との連携や工夫を行い、いろいろな地域の人が歩いて行けるような距離で親子と一緒に読書できるような環境を充実するとともに、それぞれに配架している書籍が分かるようにホームページ等で案内することを検討すること。また、本の更新について、引き続き要望の把握に努め、効果的に行うこと。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和元年8月12日 本町商店街との取り組みから始まっているため中心市街地に偏りがちではあるが、平成30年度は四日市まちじゅうこども図書館の新規募集を行い、図書館数の少ない羽津、橋北、海蔵、楠地区にも開館することができた。今後、新規募集を行う際には、他部局との連携等も視野に入れ、より多くの子ども達や親子が本に触れられる環境となるよう努めていく。各館に配架している本については、一覧表をホームページに掲載するなど、周知に努める。また、本の更新については、平成30年度の各館へのアンケート調査をもとに要望を把握して更新を進める。今後も、適宜要望の把握に努め、効果的に本の更新が行えるようにしていく。</p>
<p>(9) 久留倍官衙遺跡の学習プログラム作成について 小学校6年・中学校1年を対象とした学習プログラムを作成して各学校へ配付している。小中学校の子どもの頃から四日市に誇りに持ってもらうよい教材であるため、各学校における授業での取組状況をしっかり把握しながら今後の活用を図っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【検討中】 令和元年8月12日 年度末の教育ビジョン調査において、各学校での取組状況について把握し、夏季教職員研修等で活用のPRに努める。</p> <p>【措置済】 令和2年2月12日 教育ビジョン調査において久留倍官衙遺跡の活用についての項目を設け、取組状況の把握に努めた。半数近い小中学校が、出土した土器を活用したり、くるべ古代歴史館を見学したり、授業で久留倍官衙遺跡を取り上げたりしていた。今後、夏季教職員研修等で活用をPRしていく。</p>

<p>(10) 社会教育への取組みについて 現在、生涯学習の支援や青少年育成指導に関する業務は市長部局が所管し、社会教育課は文化財の保存・活用等に関する業務や社会教育に関する業務の一部を所管している。生涯学習は高齢化が進む中で非常に重要な分野であり、社会教育と重なる部分もある。本来の社会教育のあり方を整理した上で、他部局と連携すべき分野にも積極的に取り組むこと。 【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 元年 8月12日 本市の社会教育のあり方や、課の業務を整理したうえで、今後の組織改革の中で検討していく。また、他部局と連携すべき分野についても、併せて検討していくよう努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 令和元年度においては、社会教育委員会にて、社会教育の役割の一つである地域での学校支援として「四日市版コミュニティスクール」をテーマとし、助言と指導をいただいた。また、3月には社会教育を实践する地区市民センターにおける「四日市市の公民館活動」を取り上げる予定である。このようなテーマを取り上げていくことにより、本市の社会教育のあり方を整理していく一助となった。今後も、機会をとらえて本市における社会教育のあり方や、市長部局も含めた今後の組織のあり方を整理していく。その中で他部局と連携すべき分野については、積極的に取り組んでいくよう努めていく。</p>
---	---

【図書館】

<p>共通(2) 原課契約工事について 原課契約工事発注・監督・検査チェックリストにおいて、検査時における「操作により、安全性、機能を目視確認」の項目のチェック漏れが見受けられた。検査時に動作確認が必要なものについては、実際に操作して安全性、機能を確認するとともに、チェックリストの確認欄に確認結果を記載すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 8月12日 事務を担当する職員が、掲示板掲載「原課契約工事の事務処理手続きの取扱について」を確認するとともに、係長、副館長、館長によりチェック漏れがないようチェックリストを作成し、徹底を行った。</p>
---	--

<p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について</p> <p>前回の監査と比べると、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が完全に解消されるなど、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 ８月１２日</p> <p>職員の業務内容の再確認を行い、業務分担を見直した。平成３０年度も継続して長期の病気休暇・休職の職員がいたこと、また育児休業を取得している嘱託職員が２名いたことや、ベテラン職員の異動もあり、年間３６０時間を超える職員が平成２９年度と変わらず２名となった。しかし、令和元年度には育児休業や病気休職による正職員の欠員分等が解消されたことにより、各職員にかかる業務負担を軽減することができ、時間外勤務の縮減が図られた。夜間開館延長業務にかかる時差出勤勤務制度の導入については、朝唯一全員が揃うミーティングでの情報共有ができなくなることや、開館前の業務量が多いことから導入することは難しい。今後も適宜業務分担の見直しや情報共有を図り、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
<p>共通（４）内部事務管理について</p> <p>事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 ８月１２日</p> <p>事務を担当する職員が、事務の根拠規定や処理要綱を確認するとともに、チェックリストを作成し、係長と副館長、館長が決裁時にチェックを行い、必要な補整の指示を徹底した。</p>
<p>（１）予算編成の精度について</p> <p>図書館協議会委員報酬において、当初予算と決算の乖離が見受けられる。１年単位での任命ということであり、職務上、報酬が不要となる委員が生じたとのことであるが、任命する委員の予測等出来る限り分析を行い、次年度以降精度の高い効率的な予算編成に生かすこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年１０月３１日</p> <p>平成３０年度も公務扱いによる受取辞退となる委員が就任となったため、予算額と差異が生じたが、令和２年度の予算要求に際して、委員就任を依頼する人の候補を挙げ職務上報酬が不要となる委員を見込むなどして、委員に係る報酬費の予算計上を行った。</p>

<p>(2) 新図書館構想について 新図書館構想は政策推進課が担当しているが、図書館としても新図書館がよりよく充実したものとなるため、先進的な取組みや他市への視察、研修などにより情報収集して、立地、構造面積、サービス等30万都市の図書館としてあるべき姿を中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会へ意見具申すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 平成30年度は、先進地視察として岡崎市立図書館などを視察した。令和元年度も新図書館の参考となるような図書館を視察する予定である。情報収集をする中で、新図書館に生かせるサービス等は随時政策推進課へ伝えていく。</p>
<p>(3) 図書館以外での図書の返却について 現在は近鉄四日市駅高架下に返却ポストを設置しているが、利用者の利便性向上のため、他の施設でも図書の返却ができないか、他市の図書館を調査し検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 令和元年度は、複合施設内に図書館がある川崎市立中原図書館と大和市立図書館を視察した。新館が開館して年数が経っているからこそ出てきた課題や、複合施設ならではのメリット、デメリット等の情報収集を行い、政策推進課へ情報提供を行った。今後も新図書館に生かせる情報等は随時政策推進課へ伝えていく。</p>
<p>(4) 駐車場について 来館者用駐車場が満車の際には、隣接の民有地を駐車場として借用しているところである。いずれも放置自動車対策、来館目的でない無断駐車を監視するためにも防犯カメラの設置等の対策を検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 例えば地区市民センターでの図書の返却を受け付ける場合、地区市民センターと図書館両方の開館日でないと回収・返却処理ができないことや、ポストの設置スペースなどの課題から、現状での対応は難しい。他市の図書館を調査していくうえで、現状でも対応可能なサービスがあれば、検討していく。</p>
<p>(5) 現金等の管理について 現金の取り扱いに際しては、遺漏のないよう複数の職員で確認し、慎重に取扱うよう再度徹底すること。また、拾得物として取得した図書カード等については、売却して歳入として受け入れるなど適切に処分すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 地区市民センターでの図書の返却を受け付ける場合、地区市民センターと図書館両方の開館日でないと回収・返却処理ができないことや、ポストの設置スペースなどの課題から、現状での対応は難しい。令和元年度に視察を行った図書館は休館日が年末年始のみであったり、月1日と少なく、現在の図書館の運営の参考とすることは難しいが、引き続き他市の図書館を調査していくうえで、現状でも対応可能なサービスがあれば、検討していく。</p> <p>【 検討中 】 令和 元年 8月12日 隣接の民有地が平成31年2月から解体工事に伴い閉鎖され、駐車場としての借用ができなくなったが、図書館駐車場への防犯カメラの設置については、設置場所の検討や新図書館の動向もふまえて対応していく。</p> <p>【 検討中 】 令和 2年 2月12日 令和3年度予算において防犯カメラ増設のための予算計上を行っていく予定である。</p>
<p>(5) 現金等の管理について 現金の取り扱いに際しては、遺漏のないよう複数の職員で確認し、慎重に取扱うよう再度徹底すること。また、拾得物として取得した図書カード等については、売却して歳入として受け入れるなど適切に処分すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月 1日 現金の取り扱いについては、複数の職員で確認を行うよう再度徹底した。また、拾得物として拾得した図書カードについては、売却を行い歳入として受け入れた。</p>

<p>(6) レファレンスサービスについて ア 広報よっかいちの特集、ちゃんねるよっかいちの放送において、司書の仕事のPRをしているところであるが、レファレンスサービスという言葉が市民に浸透していないと思われる。レファレンスサービスを広めていくために小中学校や他部局、また市民他団体に対して周知する取組みを行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月12日 小学生等の見学や大学生・教職員の職場体験、高校生への出前講座などの場において、レファレンスサービスについての説明を行ったり、館内の貼紙や、図書館について広報をする機会に併せて、レファレンスという言葉についても周知するように努めた。</p>
<p>イ 現在の図書館のレファレンスサービスの窓口の表示について、例えば「調べもの窓口」のような市民に理解しやすい表示の仕方を検討すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 2月21日 窓口の表示について、「レファレンス（調査・相談）」、「本をさがす」、「調べものをする」という記載に変更するとともに、表示を大きくして利用者にわかりやすい表示となるよう努めた。</p>
<p>ウ レファレンスサービスのニーズが高まっており、サービスの向上は図書館の情報の強化につながるため、人員の確保と育成を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年12月18日 三重県図書館協会や日本図書館協会等の関係団体が開催する各種研修に参加し、司書の育成に努めていく。本年度、当図書館でも外部から講師を招き、職員向けの研修を予定している。また、来年度は新たに子育て支援事業への取組みを行うため、嘱託職員を1名増員することとなった。</p>
<p>(7) 図書資料の整備について 市民のニーズに対応した多様な蔵書構成の整備を図っているところであるが、資料の収集方針に基づき、引き続き適切に選書を行うこと。また、資料の収集方針は図書館のホームページに掲載されていないが、本市の収集の基準となるため、掲載することを検討すること。【要望事項】</p>	<p>【検討中】 令和 元年 8月12日 資料収集方針に基づき、日々の業務の中で利用者のニーズの把握に務めながら引き続き適切な選書に努めていく。資料収集方針の図書館ホームページへの掲載については、内容について確認を行い掲載する方向で進めていく。</p>
	<p>【継続努力】 令和 2年 2月12日 資料収集方針に基づき、日々のレファレンスや貸出・返却・予約業務等利用者と接する業務の中でのニーズの把握に務めながら引き続き適切な選書に努めた。資料収集方針の内容について文言等も含めて見直しを行っており、修正の後に図書館ホームページへ掲載する予定である。</p>
<p>(8) 図書管理システム、図書物流業務について ア 現在、四日市公害と環境未来館の蔵書は、図書館では借りることができないが、新図書館に向けて四日市市ならではの特色を出すには、四日市公害と環境未来館が保有する専門書とのリンクが必要である。物流やネット予約も含めて、新図書館に向けて連携すること。【要望事項】</p>	<p>【検討中】 令和 元年 8月12日 現状では、対応する職員の体制やスペースの問題で実施は難しいが、新図書館に向けて、四日市公害と環境未来館の図書についても、図書物流に加えることやネット予約についても可能となるよう検討していく。</p>
	<p>【継続努力】 令和 2年 2月12日 現状では、対応する職員の体制やスペースの問題で実施は難しい。四日市公害と環境未来館の図書についても、図書物流に加えることやネット予約についても可能となるよう新図書館の動向も見ながら四日市公害と環境未来館と継続して検討していく。</p>

<p>イ 小中学校、地区市民センターの蔵書に関しても、今後の課題としてシステムの共有化を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 元年 8月12日 学校図書館、地区市民センター図書室との蔵書管理システムの共有については、費用面や管理上の問題など、課題を精査し検討していく。</p>
<p>(9) 移動図書館の利用状況について 移動図書館の利用人数に偏りがないよう地域の現状を把握し、利用場所の変更も踏まえ、より活用してもらう方法を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 学校図書館、地区市民センター図書室との蔵書管理システムの共有については、費用面や管理上の問題など課題が多い。学校や地区市民センターの意見も聞きながら課題を精査し継続して検討していく。</p>
<p>(10) 監視カメラについて 現在の監視カメラシステムは平成13年度に導入したもので、技術的に陳腐化してきている。安全を期するため早急に更新すること。併せて、画像データの管理も厳重に行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 元年 8月12日 利用人数や駐車場所の必要性も含め検討しているが、年度による利用者の増減もあるため、地域に十分理解していただけるような方法を検討していく。</p>
<p>(11) 現在の図書館でのサービスについて 新図書館の完成までは時間がかかるため、現在の図書館を生かす必要がある。職員は、視察や研修に参加しているが、その成果をソフト面において速やかに反映させること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 移動図書館については、駐車場所毎に貸出冊数の統計をとっており、利用人数や駐車場所の必要性も含め検討しているが、年度による利用者の増減や駐車場所の問題等もあるため、地域に十分理解していただけるような方法を検討していく。</p>
<p>(10) 監視カメラについて 現在の監視カメラシステムは平成13年度に導入したもので、技術的に陳腐化してきている。安全を期するため早急に更新すること。併せて、画像データの管理も厳重に行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 元年 8月12日 四日市市防犯カメラ運用基準に基づき運用を行っており、画像データも2週間を超えるものは自動的に上書きされるようになっている。監視カメラシステムの更新については、設置場所の検討や新図書館の動向もふまえて対応していく。</p>
<p>(11) 現在の図書館でのサービスについて 新図書館の完成までは時間がかかるため、現在の図書館を生かす必要がある。職員は、視察や研修に参加しているが、その成果をソフト面において速やかに反映させること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 監査からの指摘を受け、現在の監視カメラシステムについて詳細に調べたところ、平成25年度に監視カメラシステムの改修が行われていることが確認できた。現在の監視カメラシステムの性能に問題はなく、今後も細心の注意を払いながら管理運営を行っていく。</p>
<p>(11) 現在の図書館でのサービスについて 新図書館の完成までは時間がかかるため、現在の図書館を生かす必要がある。職員は、視察や研修に参加しているが、その成果をソフト面において速やかに反映させること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 8月12日 視察については、令和元年度実施の図書館情報システムの更新にあたり、視察先におけるシステムのカスタマイズを参考に、リクエストが1ヵ月1件の受付と決まっているため、貸出・返却時の画面にリクエストを既に受付している場合の表示を行い、職員がすぐに確認できるようカスタマイズを行った。そして、研修については、研修内容に関連する担当職員が参加して速やかに業務に生かせるよう努めている。また、視察及び研修の内容について、資料や内容を全員に回覧し情報共有を図るとともに、年度末に参加した職員から他の職員への報告を実施する。</p>

<p>(12) 備品の選定について 平成27年に購入したワイヤレス人数カウンターをわずか3年で廃棄処分している。購入の際には、機器の選定に留意すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年 7月31日 機器の購入について、令和元年度に購入した利用者のインターネット用パソコン機器の際には、複数人で仕様を確認し、機器の選定を行った。</p>
--	--

【博物館】

<p>共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 前回の監査と比べると、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が完全に解消されるなど、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和元年 8月12日 平成30年度は、所属の時間外勤務時間数は削減できたものの、前年度に500時間を超える職員の業務を係内で調整したが、他の係員も元々350時間前後の実績であったことから、結果として平成29年度と比較すると360時間超えの職員が増加している。 また、令和元年度は、前年度と比較して正規職員が3名削減されたことから、職員1人当たりが抱える業務量が増加していることを踏まえ、職員の時間外勤務の実態やその原因を把握するために、引き続き所属長自身が残り、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、配分バランスの変更について各係長に指示するとともに、朝礼及び終礼の場で職員に適正な時間外勤務を指示することで、時間外勤務の縮減を図っている。 また、職員のワークライフバランスの充実や働き方改革について、時間外勤務縮減対策、メンタルヘルス対策など、職員の健康維持のための取組みを進めるため、所属長が組織マネジメント研修、パワハラ防止の研修を率先して受講することで、労務管理に関するマネジメント意識を向上させるとともに、平成31年4月1日付で締結した36協定(労使協定)を守ることを徹底し、時間外勤務縮減について労使ともに意識改革に努めている。</p> <p>【継続努力】 令和2年 2月12日 令和元年度においては、前年度と比較して正規職員が3名(うち、副参事2名)削減されたことに加え、介護休業を要する職員が発生したことから、職員1人当たりが抱える業務量がさらに増加し、令和元年12月末現在の1人当たりの月平均時間外勤務時間数は35.5時間で、前年度同期の29.8時間から増加している。また、正規職員で賄えない部分を再任用職員・嘱託職員の4人の時間外勤務で補った。毎朝、朝礼後に係内で当日の業務確認をして係長が業務量等の調整をするとともに、所属長において、職員の業務状況を把握したうえで業務分担を見直したり、繁忙時における係間での応援体制などで事務分担の平準化を図ることによって、時間外勤務の縮減に努めている。</p>
---	---

<p>共通（４）内部事務管理について</p> <p>事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日</p> <p>事務処理については、上位職によるダブルチェックを基本としているが、交代勤務職場であることから、急を要する案件については十分なけん制機能を果たせない場合がある。</p> <p>発生した不適切事案については、緊急の係長会議を開いて情報伝達し、毎週水曜日の終礼時には、全職員に対して、改善を要する事項と改善が図られた事項の紹介を行っている。加えて、毎月第2木曜日の全体会議の一部を事務執行に関する研修の時間とし、内部事務管理の徹底に努めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日</p> <p>毎週水曜日の終礼時及び全体会議における情報共有に加え、文書取扱主任による審査時に誤りを発見した場合は、担当係長に誤りの内容について説明を加えたうえで差戻し、係長から担当者に説明させることで次回以降の誤りを削減できた。今後においてもこの牽制体制を維持し、内部事務管理に努める。</p>
<p>（１）館内の監視体制について</p> <p>館内の監視カメラについては、監視体制の適正化のため、全ての監視カメラが適切に稼働するよう保守管理を行うとともに、必要な場所に設置されているか確認すること。併せて、画像データの管理も厳重に行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日</p> <p>全ての監視カメラが適切に稼働するよう保守点検に関する予算措置を講じるとともに、設置個所については、博物館協議会委員等の意見を参考にして増設するなど、監視体制の適正化を図る。</p> <p>また、市民等が承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有することから、監視カメラの設置及び運用に関し、個人情報の保護に努め、画像表示装置及び画像記録装置は職員以外の者が見通すことができない場所に設置し、画像データは、一定期間で上書きされるものとし、き損、滅失及び改ざんの防止などの観点から、施錠可能な室内で管理している。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日</p> <p>館内の監視カメラの一部は平成26年度のリニューアル時に更新したものの、監視システム自体は、開館当初に導入したものであり機能的に陳腐化している。早急に設備更新を図り、監視体制を適正化する。</p>

<p>(2) 移動天文車について 平成8年度に取得した移動天文車について、部品の交換などを行いその性能を維持してきているが、既に20年以上使用していることから、その更新について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 移動天文車は非常に高額であるため、部品供給が可能である内は修繕を重ね、現状のまま運用する予定である。移動天文車のエンジンは平成17年度にCNG化し、平成30年度にCNGタンクを更新したことで、今後10年程度は使用が可能となった。ただし車両本体の耐用年数を踏まえて、今後、推進計画に車両更新を盛り込むことを検討していく。</p>
<p>(3) 契約事務について 単独随意契約に係る予算執行伺において、当該相手方でないと契約できない理由が記載されていない事例が見受けられた。当該理由を明確に記載すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 更新したCNGタンクの有効期限が令和10年度であることから、新総合計画における推進計画において、令和5年度から車両更新について検討することを明記した。</p> <p>【 措置済 】 平成31年 3月20日 該当の案件については、平成31年度当初契約における予算執行伺において、単独随意契約にかかる理由を明記した。</p>
<p>(4) 自動車運行日誌について 車検にあたって、業者による車両の引取りと納車が行われたため、職員は運転しなかったにもかかわらず、その日の自動車運行日誌において、運転者欄に職員の氏名が記載されていた。誤解を与えるような記載とならないよう記載方法を工夫し、車両の運行状況に係る正確な記載とすること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月26日 運転者欄には車検を実施する業者名を記載することで統一し、平成30年度実施日より改善した。</p>
<p>(5) 学芸員の増員について 資料の収集・保管や調査研究だけでなく、収蔵資料のデジタル化や魅力的な企画による展示を十分に行っていくためには、学芸員の数が不足しているものと思われる。計画的に学芸員の採用と養成を行っていくため、人事当局に対し、適切な資料をもって増員要求を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 増員要求を継続しているが、平成31年度当初人員配置において、前年度比で正規職員が3人削減された。市政における博物館の役割が増加することに比例して業務も増加していることから、博物館協議会からも増員を求められている。 今後の安定的な運営を担うためにも、配置する学芸員には、世代や年齢幅を持たせることが肝要なため、長期的な展望を示したうえで、計画的な採用と養成について要求を行う。</p> <p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 令和2年度において、天文係に自然科学系の学芸員が配置されることとなったが、今後も引き続き、長期的な展望のもとに計画的な採用と養成について要求を行う。</p>

<p>(6) 内部事務管理について 当所属は、交代勤務体制をとっているため、全職員が揃うことは難しく、それが原因と思われるミスも発生している。所属内での適切なチェック・牽制体制を確保するため、決裁の手順を再構築してミスの発生防止を図ること。加えて、年2回行うこととされている「会計事務自己検査」などの事後的なチェックにより、補完できるようにすること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 上位職でのチェック体制を強化することに加え、シフトにより担当者がいないために業務が止まらないようにするため、可能な限りの各業務において、正副担当者を決め、担当者レベルでのダブルチェックができるように改善した。 このことにより、担当者同士による事務処理における手順などの確認を行うことで、ミスの発生防止につなげる。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 「会計事務自己検査」により確認を行っているものの、各係とも職員が削減され、職員一人当たりの業務量が増加したことにより担当者レベルでのダブルチェックが働かない傾向にあるため、文書取扱主任による審査を先に行い、誤りについては、担当係長に内容の説明を加えたうえで差戻し、係長から担当者に説明させることで次回以降の誤りを削減できた。今後においてもこの牽制体制を維持し、内部事務管理に努める。</p>
<p>(7) 展覧会やプラネタリウムの企画について ア 展覧会やプラネタリウムの企画に係る事業費は、どの企画においてもおよそ同額となっている。より多くの人々が展覧会やプラネタリウムに足を運んでくれるような取組みとして、来館者のニーズをしっかりと把握したうえで、例えば、周年事業で行う企画については、他の企画と比べて多くの事業費をかけるといったメリハリをつけることにより特徴的な企画とすることも検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 来館者ニーズを把握するために、積極的にアンケートをとる。 来館者のニーズ（顕在的ニーズ）と本市が推進するニーズ（潜在的ニーズ）のバランスに気を配り、周年事業など注目を集めやすいものには、必要な財源を確保して特徴的な企画を生み出す。プラネタリウム企画に関しては、通常の配給番組だけでなく、当館オリジナルの番組を制作委託するなどを行い特徴をだしていく。また、番組に関する展示や関連イベントにおいてもメリハリをつけて取り組む。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 令和2年度は市制施行123周年であることから、プラネタリウム番組において、市民が選ぶ人気番組の投映に関する経費や観覧ギフト券の特別販売経費及び関連イベント経費を予算化し、例年にはない特徴的な企画を立案した。</p>

<p>イ 展覧会の企画にあたっては、開催に係る負担金などの費用と観覧料などの収入とを比較分析して、取り組んでいるとのことであるが、収支に余りにも大きな乖離が生じることは好ましくないとされる。引き続き経営感覚を持って、他の博物館の先進事例や来館者へのアンケートなどを活用して、魅力的な企画を展開していくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 巡回展の先行開催館の視察を通じて、観覧者の満足度を高める工夫を研究したり、アンケート等から利用者のニーズを拾い出すなどして、魅力ある展覧会の開催につながるよう一層努める。歳入予算については、過去の展覧会や他館開催の状況等を詳細に比較するなどして、精度の向上に取り組む。</p>
<p>(8) 博物館のPRについて ア 毎週土曜日に午後7時30分までの夜間開館を行っている。夜間開館については、とりわけ若い人達にとっては魅力的な場所となっているものと思われるため、現在行っているデジタルサイネージなどを使った広報に加えて、様々なメディアを活用することにより広報を強化し、来館者の増加につなげること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 令和元年度においては、巡回展の先行開催館の視察を通じて、観覧者の満足度を高める工夫を研究・実践することで観覧者の増加を図り、収支バランスの向上を図った。今後も引き続きアンケート等から利用者のニーズを拾い出すなどして、魅力ある展覧会の開催につながるよう努める。</p>
<p>イ 市内だけでなく市外からも多くの来館者を呼び込めるよう、様々な視点をもって魅力ある展覧会やプラネタリウム番組等を企画制作するとともに、人の心をくすぐるようなキャッチフレーズを付けるなど、いろいろな手法を検討して、目を引くような広報に努めること。併せて、企画の段階からマスコミを効果的に利用することを検討すること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 これまで当館を取り上げたことのないメディアに向けた情報提供に取り組む。また、インターネット環境を生かしたソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用し、若い世代への情報発信に努める。</p>
<p>イ 市内だけでなく市外からも多くの来館者を呼び込めるよう、様々な視点をもって魅力ある展覧会やプラネタリウム番組等を企画制作するとともに、人の心をくすぐるようなキャッチフレーズを付けるなど、いろいろな手法を検討して、目を引くような広報に努めること。併せて、企画の段階からマスコミを効果的に利用することを検討すること。 【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 ホームページのトップページにソーシャル・ネットワーキング・サービスを組み込み、情報の即応性を向上させた結果、若い世代への伝達を図られ、夜間特別開館時における来館者増につながった。</p>
<p>イ 市内だけでなく市外からも多くの来館者を呼び込めるよう、様々な視点をもって魅力ある展覧会やプラネタリウム番組等を企画制作するとともに、人の心をくすぐるようなキャッチフレーズを付けるなど、いろいろな手法を検討して、目を引くような広報に努めること。併せて、企画の段階からマスコミを効果的に利用することを検討すること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 そらんぼ四日市の魅力である博物館やプラネタリウム、四日市公害と環境未来館の連携を生かした展覧会やプラネタリウム番組を企画制作していく。市内外に向けてのPRについては、様々な工夫や仕掛けをした上で、マスコミを含めていろいろな機関や団体と連携して、広く情報提供を行っていく。</p>
<p>イ 市内だけでなく市外からも多くの来館者を呼び込めるよう、様々な視点をもって魅力ある展覧会やプラネタリウム番組等を企画制作するとともに、人の心をくすぐるようなキャッチフレーズを付けるなど、いろいろな手法を検討して、目を引くような広報に努めること。併せて、企画の段階からマスコミを効果的に利用することを検討すること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 市外からの誘致について、愛知県内の美術関係記者クラブに出向き、愛知県内での広報コネクションを得た。また、令和2年度には、近鉄名古屋駅構内におけるデジタルサイネージに取り組む経費の予算化に加え、ラジオ局主催のイベントに参加する企画を進行中である。</p>

<p>(9) 収蔵資料について 収蔵庫内に保管している様々な資料について厳選することを検討したうえで、展示するための資料と予備として保管しておく資料とを仕分けして管理するスマートな方法について研究して、収蔵資料の充実を図ること。その際、必要であれば、新しい保管場所の確保などについても検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 収蔵資料は貴重な資料の次世代への継承と将来的な活用を考慮して収集に努めているところであるが、保存用資料と研究用資料について分類して収集するとともに、地域の歴史を伝える資料については今後も積極的な情報収集により、収蔵に努めていく。保管場所については、当面は収蔵庫内の収蔵密度を高める工夫を行い、必要があれば保管場所の確保についても検討を行う。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 収蔵資料は保存用資料と研究用資料とに分類して収集するとともに、地域の歴史を伝える資料については今後も引き続き積極的な情報収集により、収蔵に努めていく。保管場所については、収蔵庫内の収蔵密度を高める工夫を行い、必要があれば保管場所の確保についても検討を行う。</p>
<p>(10) ミュージアムショップについて 付加価値の高いオリジナルグッズを販売したり、来館者がショップに自然に足を運びたくなるような仕掛けを設けたりして、リピーターの確保と更なる商品の売上の向上に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 現在、オリジナルグッズとしては、ワークショップで人気の高い「和の心を包む風呂敷」や、「浮世絵を立体的に感じてもらう立版古」などを開発して販売したり、市内の菓子店と協働してオリジナルのお菓子を開発して販売している。 また、ミュージアムショップを介してのリピーター確保に向けて、ショップ内におけるミニ展示会、展示即売会を開催するなどして好評を得、来店者数、販売金額を伸ばしている。 今後においても、ミュージアムショップを契機にした来館者の増と売り上げの向上に努める。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 ミュージアムショップは、博物館だけでなく、四日市公害と環境未来館を合わせた「そらんぼ四日市」としての普及活動としての側面を持つことから、令和元年度には、市内の菓子店と協力してオリジナル商品「そらんぼあられ3種（時のいろどり、星のいろどり、未来のいろどり）」の販売を7月に開始し、この商品を目当ての来館者を生むことができた。今後も引き続き、ミュージアムショップを契機にした来館者の増と売り上げの向上に努める。</p>

<p>(11) 天文ボランティアについて 天文教育の普及のため、天文ボランティアに観望会やイベント等で活動してもらっている。予算面の充実も図るなどして、ボランティアの人が今まで以上に活動しやすくなるような環境づくりに取り組んでいくこと。 【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 8月12日 天文ボランティアが主体的に取り組むガリレオ教室や天文ボランティア工房で使う実験器具や工作材料などの充実を図ることで、いきいきと活動いただける環境づくりに取り組む。また、勉強会なども定期的に開催し、知識や技術をつけてもらう機会の提供も行う。</p>
<p>(12) 予算編成の精度について 歳入及び歳出の双方において、当初予算と決算の乖離が大きいものが見受けられる。予算編成にあたっては、計画時に十分に精査し、綿密な事業計画を立てることにより、的確で効率的な予算とすること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 2月12日 観望会やイベント等で使用する実験器具や工作材料などの充実を図ることで、天文ボランティアがいきいきと活動いただける環境づくりに取り組んだ。また、令和元年度は勉強会なども毎月開催し、知識や技術を向上する機会の提供に努めた。これからも引き続きボランティアの人が活動しやすい環境づくりに取り組んでいく。</p> <p>【継続努力】 令和 元年 8月12日 平成31年度当初予算要求では、過去3か年度の子実分析を行い、要求額の精度向上に努めた。引き続き、効率的な予算編成を目指す。</p> <p>【継続努力】 令和 2年 2月12日 平成30年度決算においても予算と決算における乖離が一部で見受けられたため、令和2年度当初予算要求においても、過去3か年度の子実分析を行い、要求額のさらなる精度向上に努めた。引き続き、的確で効率的な予算編成を目指す。</p>

【学校教育課】

<p>共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 前回の監査と比べると、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が完全に解消されるなど、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 8月12日 本課では、職員の業務状況を把握したうえで業務分担を見直したり、繁忙時における係間での応援体制などで事務分担の平準化を図ることによって、時間外勤務の縮減に努めている。 なお、前回の監査と比べると、時間外勤務が年間360時間を超える職員は本課全体で10人から6人と減少し、勤務時間の縮減を図ることが出来た。</p> <p>【継続努力】 令和 2年 2月12日 令和元年12月末時点の平均時間外勤務時間数は25.1時間となり、前年度同期の24.5時間より0.6時間増加している。朝礼や課内会議を活用し、課内での情報共有を行うとともに職員の業務状況を確認することにより、繁忙時における係間での応援体制など事務分担の平準化を図り、時間外勤務の縮減に努める。</p>
---	---

<p>共通（４）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 今回の監査で指摘された事項については、改めて法令や「会計事務の手引き」等を見直すよう、所属長から各職員に対して周知徹底を図るとともに、上位職によるダブルチェックを徹底することによって、適切な事務処理を行うことができるよう課内全体で取り組んでいる。</p>
<p>（１）PTA等の団体に係る会計の管理について PTA等の団体に係る預金通帳と印鑑について、本来は団体において管理するのが望ましいが、団体から委任され学校で管理している場合が多く見受けられる。学校に委任された場合には、事故の防止を図るため、原則として預金通帳と印鑑は別々に学校と団体で管理するなど、団体と協議して委任内容を書面で取り交わし、管理責任を明確にするといった共通の方向性を定め、各学校に対し指導すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 事務処理において不明な点は、各職員が法令や「会計事務の手引き」を確認し、定められたルールに基づいて処理することを徹底するとともに、上位職によるダブルチェックを徹底し、適正に事務を執行するよう課内全体で取り組んでいる。</p>
<p>（２）許認可等の事務について 総申請数の約7割に相当する数の許可処分が標準処理期間を経過した後になされていたものがあつた。これまでの事務処理状況を見直すことによってその原因を突き止め、迅速な事務処理に努めること。許可の性質上、処理期間にばらつきがあり、期間の経過がやむを得ないものがあるときは、申請を類型化し、類型ごとに複数の標準処理期間を定めるなどの工夫をすることによって、適切な標準処理期間の設定を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 PTA等の団体に係る預金通帳と印鑑の管理については、しっかりと団体と協議し、委任された場合には、事故防止のため、通帳と印鑑はそれぞれ別の鍵のかかるところに保管するよう、また、委任内容を書面で取り交わすよう指導していく。</p>
<p>（３）就学援助について 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助として援助費を交付している。引き続きこの制度を広く周知して保護者が必要な援助を受けられるようにするとともに、手続にあたっては丁寧な説明及び対応に心掛けること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 学校の管理に属さない会計について、学校に管理を任された場合には、団体と協議して委任内容を書面で取り交わすなど、管理責任が明確になるよう教育委員会から各校へ指導した。</p>
<p>（２）許認可等の事務について 総申請数の約7割に相当する数の許可処分が標準処理期間を経過した後になされていたものがあつた。これまでの事務処理状況を見直すことによってその原因を突き止め、迅速な事務処理に努めること。許可の性質上、処理期間にばらつきがあり、期間の経過がやむを得ないものがあるときは、申請を類型化し、類型ごとに複数の標準処理期間を定めるなどの工夫をすることによって、適切な標準処理期間の設定を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 みだりに事務処理の標準処理期間を経過することなく、迅速な事務処理に努めるよう周知徹底している。期間の経過がやむを得ないものについては、適切な標準処理期間の設定を行うため、申請の類型化など精査を行っている。</p>
<p>（３）就学援助について 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助として援助費を交付している。引き続きこの制度を広く周知して保護者が必要な援助を受けられるようにするとともに、手続にあたっては丁寧な説明及び対応に心掛けること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 事案により、現在の標準処理期間では期間の経過がやむを得ないものがあることから、申請を類型化するため精査を行っているが、受理した申請については、迅速に事務処理を行い、みだりに標準処理期間を経過することがないように徹底している。</p>
<p>（３）就学援助について 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助として援助費を交付している。引き続きこの制度を広く周知して保護者が必要な援助を受けられるようにするとともに、手続にあたっては丁寧な説明及び対応に心掛けること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 4月 1日 就学援助制度の趣旨に鑑み、同制度を幅広く周知するために、児童生徒の全保護者への案内文書の配付だけでなく、民生委員・児童委員や関係機関等とも連携して、援助を必要とする家庭が漏れなく利用できるような制度の周知に努めている。また手続の際には、申請書の書き方を教示するに留まらず、改めて制度の概要を説明したり、支給される援助費を具体的に示すなど丁寧な説明及び対応に心掛けるよう徹底した。</p>

<p>(4) 学区外及び区域外からの通学の許可について 学区外又は区域外の学校への通学を希望する者に対して、一定の要件を満たす場合には、その通学を許可している。許可にあたり、保護者からの申請を受けているが、この申請内容から児童生徒や保護者の状況を把握することができる。この許可事務を処理するにあたっては、申請内容から把握した児童生徒や保護者の情報を丁寧かつ慎重に取り扱い、必要があれば関係課と連携するなどして、引き続き児童生徒の教育に活かしていくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 4月 1日 学区外および区域外通学の申請があった場合は、単純な事務処理として扱うのではなく、児童生徒や保護者の状況から読み取れる情報にも注視し、例えばDV避難者であれば家庭児童相談室と情報共有するなど、必要に応じて関係課と連携し、途切れのない支援に努めている。</p>
<p>(5) 学校三師に係る表記について 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る表記方法について、「学校三師」と表記したり「学校医等」と表記したり、統一されていない。表記の統一化に向けた取組みを始めること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 9日 学校における保健教育や保健管理を適切に進めるため、学校保健安全法に基づき、全小中学校に学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）を置いている。表記に誤解等が生じないように、学校医・学校歯科医・学校薬剤師を総称する場合は、学校三師に統一することとした。</p>
<p>(6) 学校運営について 施設別行政コスト計算書を活用して他市との比較を試みたり、可能であれば県費負担教職員の人件費も把握したりするなどして運営に係る様々な情報を取得したうえで、そのような情報を各学校に提供するとともに、それを基に指導することにより、今まで以上に効率的で効果的な学校運営を行っていくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 4月10日 各学校に対して、毎月の光熱水費の額について情報提供を行い、例年と比べ多額であった場合にはその原因や今後の取組みについて学校と意見を交わすこととしている。 これからも学校運営をコストという観点でとらえ、それにまつわる様々な情報やコスト意識を各学校と共有し、効率的で効果的な学校運営を行っていく。</p>
<p>(7) 学校教育アシスト事業について 基礎学力の向上等を目指した少人数指導の充実を図るため、全ての小中学校に非常勤講師を配置している。この事業に対しては学校現場から非常に効果があるとの声があり、必要に応じて講師を増員して、少人数教育の更なる充実を図ること。また、講師の増員にあたっては講師不足が懸念されるが、引き続きこの事業の意義を広報宣伝して、人材の確保に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 4月 1日 少人数によるきめ細かな指導を行うため、引き続き非常勤講師を配置している。講師不足については、退職職員にも積極的に声かけを行うことに加え、ハローワークや県内外の大学にも求人募集を行うなど人材の確保に努めた。その結果、年度途中においても必要な学校に講師を任用することができた。ただ、慢性的な講師不足は続いているため、引き続き人材確保に努めていく。</p>
<p>(8) 学校図書館の図書について ア 学校図書館には、古くなって傷んでいる図書も存在しているので、計画的に図書の更新を行うこと。そのうえで、文部科学省が目標として定めた学級数に応じて整備すべき蔵書の標準（以下「学校図書館図書標準」という。）を満たすとともに、児童生徒の声にも配慮した学校図書館となるよう整備を行っていくこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 8月12日 各学校の図書整備においては、教育委員会から各学校に購入予算を配当しており、その際には蔵書率が低い学校に加算を行っている。引き続き、すべての学校が標準の蔵書を満たすよう努めていく。また、図書担当教諭や学校司書が中心となり、児童生徒の要望を踏まえて購入図書を決定するよう各学校に指導を行っている。</p> <p>【継続努力】 令和 2年 2月12日 各学校の図書整備にあたっては、蔵書率が低い学校には予算を加算して配当し、すべての学校が標準の蔵書を満たすよう努めるとともに、学校図書館司書の知見を活かしつつ、児童生徒が選書する取り組みを継続して行い、今後も蔵書の充実に努めていく。</p>

<p>イ 学校図書館の蔵書数が、学校図書館図書標準を満たしていない学校が小学校において5校、中学校において8校ある。これらの学校に対する予算の確保を重点的に行い、学校間における格差が生じないよう、早急に公平な図書環境の整備を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 傷んだ図書の廃棄等により蔵書率は年によって変動するが、蔵書率が標準を満たしていない学校には、標準蔵書率達成校より多く予算配当を行うことにより、計画的に蔵書率を増やす取り組みを進めている。平成30年度末の学校図書館図書標準未達成校は、前年度の13校から9校となっており、引き続き蔵書率の確保に努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 傷んだ図書の廃棄等により蔵書率は年によって変動するが、学校図書館図書標準を満たしていない学校には、蔵書率を達成するよう図書予算を加配し予算配当を増やすことにより、蔵書率を増やす取り組みを進め、学校間における格差が生じないよう引き続き蔵書率の確保に努め、公平な図書環境の整備を行っていく。</p>
<p>(9) 給食調理業務の委託について 小学校給食調理業務について、38校中13校において民間委託を実施している。引き続き、委託業務の内容を精査し、給食の安定的な供給を確保するとともに、調理業務の効率化を図っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 平成19年度より調理員の人員確保等の問題に対応するため、小学校給食調理業務の委託化を実施しており、現在実施している13校では、円滑な給食調理業務が行われている。今後についても、安心安全でおいしい給食が安定的に提供できるよう、委託内容を精査するとともに、調理員の採用、退職等人員の増減状況等を鑑み、学校給食業務の効率化を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 平成19年度より調理員の人員確保等の問題に対応するため、小学校給食調理業務の委託化を進めており、これまでに委託化した13校では円滑な給食調理業務が行われている。また、児童数の増減に伴う人員の増減や栄養教諭等の配置状況等を鑑み、令和2年度2学期から新たに1校追加することとした。今後についても、安心安全でおいしい給食が安定的に提供できるよう、委託内容を精査するとともに、調理員の採用、退職等人員の増減状況等を鑑み、学校給食業務の効率化を図っていく。</p>

【人権・同和教育課】

<p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 前回の監査と比べると、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が完全に解消されるなど、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 ８月１２日 平成３０年度は１名が３６０時間を超過した。当該職員は人権プラザにおける地域や関係校・園との調整・連携に関する業務に従事し、休日の勤務も多いことから、週休日振替や時差出勤勤務制度などを活用し、引き続き時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
<p>共通（４）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 ２年 ２月１２日 １月末時点で最も時間外勤務の多い職員１名が３５１時間に到達しており、３６０時間を超過する見込みである。当該職員は勤務地が人権プラザであり、地域住民に寄り添った支援や小・中学校のサポート等を行うため、時間外や週休日の勤務が集中する場合があるが、引き続き、週休日振替や時差出勤勤務制度などの活用を一層推進し、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
<p>（１）学校人権教育リーダー育成研修事業について 学校における人権教育の核となるリーダーの育成を目的に実施しているが、受講者が所属校等へ適切にフィードバックされているか各校の実施状況を検証し、引き続き事業を推進し、新たなリーダーの育成に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 ８月１２日 担当者及び承認者ともにミスを見落とすことがないように、確実に確認を行うためのチェック表を使用することにより、書類等の記載事項の十分な確認を行うなど、内部事務管理の徹底を図った。</p>
<p>（２）人権教育推進校指定事業について 人権教育カリキュラム等の研究を進めるため、希望する小中学校を対象に毎年１０校指定している。市内で偏りが生じることがないように、全ての学校が公平に実施できるような調整を行うこと。子どもの人権意識を醸成するためには、教員自らの人権意識の向上が大切であり、研究の成果を全校へフィードバックする仕組みについても検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成３０年１２月２５日 リーダー育成研修受講者に対する翌年度以降のフォローアップ研修開催時に、受講後の人権教育リーダーとしての活動について調査し、フィードバックの状況について把握するよう努めている。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年 ５月１７日 希望校からの選定に際し、過去の指定状況を参照するなどしてできるだけ多くの学校が実施できるよう調整に努める。 また、指定校は翌年度の人権教育推進委員研修会において実践発表を行うこととし、研究成果のフィードバックを図った。</p>

<p>(3) 自己実現支援事業について 学習環境の厳しい子どもたちの課題解決に向けて、退職教員や地域住民の協力により、自主学習支援等を行っている。退職教員は地域における貴重な人材であり、人材バンクなど市内全域で活用できるような工夫を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 元年 8月12日 本事業においては、地域住民と並び、退職教員の協力が不可欠であり、貴重な人材であると認識している。現在のところ、必要に応じて対象者に個別に打診しているが、継続的な事業推進のため、より確実な人材活用の方法を検討する必要がある。</p>
<p>(4) 学校支援地域本部推進事業について 平成32年度以降の実施については、現時点では未確定とのことである。時機を逸することのないよう、国、県の動向を注視しながら、本市におけるこれまでの事業を総括し、事業の目的を明確にしながら、継続して検討を行っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 退職教員については、学校支援地域本部推進事業など当課の他の事業においても協力を得ることが重要であるため、対象者への個別の協力依頼に加え、市内全域で活用できるよう退職校長会等を通じて協力を呼び掛けるなど、引き続き人材確保に努めていく。</p>
<p>(5) 四日市人権・同和教育研究会事業費補助金について 四日市人権・同和教育研究会に対して、事業費補助として毎年120万円の補助金を支出しているが、透明性の確保のためにも、何にどう使われているのか市民にわかり易く説明できるように取り組んでいくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 今後も国・県の動向を注視しながら、県補助制度を活用し、さらに対象地域の拡大も視野に入れながら事業の展開を検討していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 令和2年度も同様に補助制度が活用可能であることが確認されたため、本事業を継続する。これまで実施してきた校区では、地域の協力が得られてきており、児童生徒のアンケートの結果も良好であるため、引き続き、国、県の動向や制度の変化を注視し、今後の展開を検討していく。</p>
<p>(6) 人員配置について 全職員が当所属の勤続年数3年未満となっている。過去の配属先などから地域の実情に通じた職員が多く配属されているとのことであるが、引き続き事業の継続性に配慮しながら取り組んでいくこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 8月12日 補助事業の透明性を確保するため、毎年事業報告の提出を求めるとともにこれを精査し、補助金の使途及び収支状況についてのチェックを行っている。今後も市民への説明責任に留意し、適正な事業補助を行うよう努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 部落差別の解消の推進のため、地域の実情やこれまでの同和行政の展開などに通じた職員が配属されることが望ましいが、地域や学校における人権・同和教育にかかる事業の継続性が十分確保されるよう取り組んでいく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 事業の継続性やこれまでに築いてきた行政と地域との関係を維持できるよう、十分に配慮しながら事業に取り組むとともに、必要な人員の配置について求めていく。</p>

<p>(7) 財産管理について 神前相撲場の法面修復など保有する財産の修繕については、ひび割れ等修繕箇所が発生してから対応するよりも、日常の点検を十分に行ったうえで、計画的に進めていくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月12日 財産管理については、人権プラザ職員とも連携しながら日常の点検を行い、計画的な維持管理に努める。</p>
--	---

【指導課】

<p>共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 前回の監査と比べると、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が完全に解消されるなど、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 8月12日 平成30年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は、前年度より2名増であった。職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置及び業務分担の再確認等を行った。時間外勤務適性化に向けては、会議の精選、スマート会議の実施、ICTの効果的な活用等、業務の効率化による時間外勤務の縮減に努めている。また、ワークライフバランスを充実するため勤務日の振替の確実な実施や時差出勤勤務制度の積極的な活用に取り組んでいる。今後とも、業務の均等化を図るよう、勤務管理に努める。</p>
	<p>【継続努力】 令和 2年 2月12日 令和元年度12月末における時間外勤務時間数は、前年度より623時間増加した。職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置及び業務分担の再確認等を行った。令和2年度では、2名の会計年度任用職員を増員し、交通安全及び通学路指導業務と英語指導員業務にあたる。時間外勤務適性化に向けては、会議の精選、スマート会議の実施、ICTの効果的な活用等、業務の効率化による時間外勤務の縮減に一層努める。また、ワークライフバランスを充実するため勤務日の振替の確実な実施や時差出勤勤務制度の積極的な活用に取り組む。今後とも、業務の均等化を図るよう、勤務管理に努める。</p>
<p>共通(5) 学校づくりビジョン推進事業委託について ア 各学校が作成した学校づくりビジョンの推進のために行う取組みのうち、地域の協力を得て行う事業を、学校運営協議会や学校づくり協力者会議へ委託しているが、委託事業として相応しくないと思われるものが見受けられる。原点に立ち返り学校づくりビジョン推進事業として取り組むべき内容を整理し、仕様書で示すとともに、実施報告で委託内容が適切であるか明確に確認したうえで、事業費を精査すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 4月 1日 各学校が作成した学校づくりビジョンの推進のために行う取組みのうち、学校運営協議会や学校づくり協力者会議へ委託している事業内容については、各学校の委託事業が、明確に仕様書で示されていることを確認するとともに、実施報告書から委託業務内容、予算執行状況を見直し、委託内容の適切な実施の確認と事業費の精査をした。</p>

<p>イ 学校運営協議会や学校づくり協力者会議へ委託した学校づくりビジョン推進事業に係る会計事務が学校の教職員において行われている。その会計事務において、領収書における首標金額の訂正や立替払いなど不適切な処理が見受けられた。協議会等の会計においても本市の会計規則を参考にするなどして適切な事務処理がなされるよう、各学校に対し指導すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 学校づくりビジョン推進事業に係る会計事務について、平成30年度12月定例小中校長会議及び2月定例小中校長会議にて、適切な処理について指導を行った。また、平成31年4月定例小中教頭会議においても指導を行った。 今後も校長会議、教頭会議を通じて、適切な執行、処理を図るよう必要に応じて指導等を実施する。</p>
<p>(1) 学びの一体化推進事業について 幼稚園・こども園・保育園・小学校・中学校が連携を密にし、一貫性・系統性のある教育を推進するため、「学びの一体化」に取り組んでいる。1中学校区を「教育実践研究推進校区」に指定し問題解決能力向上のための授業づくりについて研究しているが、そこでの研究結果について他校へのフィードバックを強化すること。また、「学びの一体化」の取組みは学校間だけでなく地域にも多面的に広げていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 学校づくりビジョン推進事業に係る会計事務について、平成30年度12月定例小中校長会議及び2月定例小中校長会議にて、適切な処理について指導を行った。さらに、翌年度平成31年4月定例小中教頭会議、令和元年12月校長会議、令和2年2月校長会議で繰り返し具体的に指導した。 今後も、新任管理職研修、校長会議、教頭会議を通じて、適切な執行、処理を図るよう必要に応じて指導等を実施する。</p>
<p>(2) 学校図書館いきいき推進事業について 図書館司書を市内全小中学校60校に年間平均約48日派遣し、図書館環境整備だけでなく、図書館司書による授業の支援を行っている。学校現場からの意見や要望等も考慮し、派遣日数を増やすなど充実に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 8月12日 「学びの一体化」の取り組みの一環として、1中学校区を「教育実践研究推進校区」に指定し、問題解決能力向上のための授業づくりをテーマに研究をしている。研究結果については、当該中学校区内の小学校、中学校において市全体へ授業公開を開催し、各学校から1名以上悉皆研修としている。また、年度末には研究成果等を各学校・園へ報告した。令和元年度の授業公開日等実施日については、校・園長会議を通じて案内した。 本事業は、異校種間の縦の連携に留めず、コミュニティースクール（学校運営協議会）や関係機関等横方向への連携の充実に努めるよう多面的な展開に取り組んでいる。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 学校図書館いきいき推進事業については、学校現場からの意見や要望等も考慮し、派遣日数を増やすなど充実に努めるため、次期推進計画へ予算等要望していく。また、今後ともよりよい実践事例等を収集し、各学校へ示すことで本事業における取り組みの充実につなげていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 学校図書館いきいき推進事業については、図書館司書の派遣日数の充実に努めるため令和2年度予算増額要望を行った。今後も予算に応じて継続的に学校規模や読書活動推進校を考慮した効果的効率的な派遣を実施する。今後ともよりよい実践事例等を収集し、各学校へ示すことで本事業における取り組みの充実につなげていく。</p>

<p>(3) スクールカウンセラーの配置について スクールカウンセラーについて、国・県費で配置されていない小学校に市費で配置することで、本市ではすべての小学校での配置が実現しているが、国・県費による配置校は市費による配置校に比べ配置週数が少ない点が課題である。 国・県費ですべての小学校に市費と同じ基準でスクールカウンセラーが配置されるよう、引き続き国や県に対し働きかけを行うとともに、今後も足りない部分は市費で補えるよう財政課と調整を行い、全小学校で継続的に充実した体制がとれるよう努めること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 国・県費のスクールカウンセラーは、配置時間数が少ないことに加え、カウンセリング技術や発達検査等の扱いに対して個人差があることや、任期が2月末日のため、3月の相談や次年度への引継ぎのための会議等に活用できない等の課題がある。それらの課題を継続的に県に伝え、改善されるように粘り強く働きかける。また、スクールカウンセラーの配置時間数をより必要とする学校に傾斜配分するなど運用方法について検討を進める。</p>
<p>(4) スクールソーシャルワーカーの確保について 児童生徒が抱える家庭に起因する福祉的な課題について、学校や行政、地域や家庭との連携・仲介・調整を行いつつ解決を図るために、スクールソーシャルワーカーを対象校や家庭に派遣しているが、人材確保が課題となっている。学校への計画的な派遣に支障のないよう、人材確保や人材育成の取組みについて検討を行うこと。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 国・県費のスクールカウンセラーについては、年間6時間×32日程度と配置時間数が少ないことや、任期が2月末日であり3月の相談や次年度への引継ぎのための会議等に活用できない等の課題があるため、それらの課題を継続的に県に伝え、改善されるように粘り強く働きかける。また、SCの配置を「チーム学校推進事業」の一環として位置づけ、大規模校を中心とした配置拡充やアウトプットのできるハートサポーターの拡充について財政課と調整を続ける。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 スクールソーシャルワーカーの配置を派遣型から拠点巡回型に移行するために一中学校区をモデル校にして調査研究を進める。その効果を明確にし、配置拡充について財政課と調整を続ける。また、スクールソーシャルワーカーの研修会を開催したり、学会に参加したりして人材確保及び人材育成に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 「チーム学校推進事業」の中心的な事業としてスクールソーシャルワーカーの活用を位置づけ、令和元年度の拠点巡回型配置のモデル校の効果検証の成果を踏まえ、新たな中学校区を加えた3中学校区で拠点巡回型の配置による活用の充実を図る。また、引き続き、三重県社会福祉士会、鈴鹿医療科学大学等と連携し、人材確保と育成に努める。</p>

<p>(5) いじめ等対策について</p> <p>ア 指導課ではいじめや体罰に関する児童生徒及び保護者の相談に対応するため、電話相談、メール相談、いじめ相談室における対面相談を実施している。これらの相談窓口について、引き続き市のホームページへの掲載などで周知するとともに、学校で児童生徒及び保護者と面談する際に教員から直接伝えるなど、いじめ相談の窓口の存在が確実に知られるように努めること。</p> <p>また、これらのいじめ相談については職員2名で対応しているが、相談件数に対して現在の体制が適切かどうかあらためて確認を行い、相談体制の充実を図っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日</p> <p>市のホームページについてはより使いやすいように改良していく。また、相談窓口について校長会議や生徒指導に係る研修等、あらゆる機会を通じて教職員に周知を図り、児童生徒、保護者、地域の利用について啓発を進める。</p> <p>相談窓口の職員としては現行の2名が適正と考えるが、対面相談や相談後の支援については課内指導主事をはじめ教育委員会関係課や庁内関係部局とも連携して行っている。この点については各課とも通常業務が多忙なことから相談に係る支援体制の充実を図る上では職員の増員が必要であり、引き続き要望していきたい。</p>
<p>イ いじめや不登校については、早期発見・早期対応が重要である。Q-U調査やいじめ調査により早期発見につなげているとのことだが、これらの調査だけでは把握しきれない部分もあると思われるため、学校現場で把握・対応が確実にできるよう、教員の資質の向上に取り組み、100%の解決を目指すこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日</p> <p>市のホームページについては引き続き使いやすいように改良していく。また児童生徒や保護者、地域の人にもいじめ相談窓口の存在を知ってもらうため、校長会議や生徒指導に係る研修等において、教職員に窓口の存在を周知し、その上で児童生徒や保護者に案内してもらうよう伝えた。さらに、SNS相談の導入について研究を進める。</p> <p>いじめの積極的な認知を啓発しており、いじめの認知件数は今後ますます増加し、それに伴う相談も増加することが予想される。そのため、相談に係る支援体制の充実を図る上では職員の増員が必要であり、引き続き要望していきたい。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日</p> <p>いじめ認知が多いことは教職員が子どもに目が行き届いている証という認識のもと、些細なことも見逃さず積極的に認知するようあらゆる機会を通じて啓発をする。また、本課の指導主事が各校のQ-U調査結果を回収、分析し、未然防止のための取り組みについて助言する。</p> <p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日</p> <p>「いじめ発見のきっかけ」は、小中学校とともに「アンケート調査」が最も多く、各学期に1回以上のアンケート（いじめ調査）の実施が、いじめの早期発見・早期解決に有効である。学校が普段から子どもや保護者との信頼関係を大切にし、相談しやすい環境づくりを行うことや、いじめ認知が多いことは教職員が子どもに目が行き届いている証という認識のもと、些細なことも見逃さず積極的に認知するよう、各月に行われる校長会議等を通じて啓発を行っている。また、本課の指導主事が、9月、いじめ等解決が困難な事案が発生した2校の小中学校へ訪問し、適切に指導を行った。今後も、Q-U調査結果を分析したりしながら、未然防止のための取り組みについて助言を行う。</p>

ウ 児童生徒のインターネットにかかわるトラブルは増加傾向にあるため、ネットモラルの教育について、学校や他部局と連携し一体となって取り組みを強化すること。【要望事項】	【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 SNSにかかるトラブル等の情報を収集し、その対応について助言するとともに、ネットモラル教育については、こども未来課青少年育成室と連携していきたい。
	【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 各学校が提出する毎月の問題行動報告とSNSとの関連について調べ、SNSに係るトラブル等の情報を収集し、対応等について助言を行った。また、ネットモラル教育については、引き続きこども未来課青少年育成室と連携しながら充実していきたい。
(6) 小学校の英語教育について 小学校英語実践推進校を12校指定し、小学校の英語指導体制のモデル的な役割を担わせている。公平性の観点から、推進校と同様の取組みを全ての小学校に広げること。【要望事項】	【 措置済 】 令和 元年 8月12日 12校の小学校英語実践推進校の英語指導体制について、教育課程検討会議や小学校長会議で提案・報告し、各学校の指導体制モデルを共有した。また、各小学校英語専科教員に向けた小学校英語研修会において、具体的な実践事例、指導方法等を研修し、全小学校へ広げた。
(7) 開かれた学校づくり推進事業費について 重要度に比べて予算額が少ない上に不用額が生じている。この事業の成果をより出せるよう事業内容を工夫した上で、さらに予算の確保に努めること。【要望事項】	【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 令和3年度までにすべての小中学校を四日市版コミュニティスクールに指定する。コミュニティスクール委員研修会や委員長会議等において優れた実践や取り組みの成果、有効な予算運用等について交流、啓発を図り「地域とともにある学校づくり」の充実を図る。
	【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 令和3年度には、すべての小中学校を四日市版コミュニティスクールに指定する見込みとなり、あらためてコミュニティスクールの課題や成果を整理しながら、学校と地域の協働の実現をすすめる。委員長会議や委員研修会等において、各校又は先進地域の優れた取り組みや有効な予算運用等について交流・啓発を図り、今後の活動内容に活かすとともに、予算の確保に向け事業全体を見直していく。

【教育支援課】

<p>共通（１）財産管理について 工事により設置したエアコンや防犯カメラ等について、備品、工作物等、財産の分類と計上の方法について検討し、統一したルールに基づき適切な財産管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月12日 工事により小学校に設置したエアコンにつき、教育委員会において工作物としての整理がされ、教育施設課の公有財産台帳に登載された。</p>
<p>共通（２）原課契約工事について 原課契約工事発注・監督・検査チェックリストにおいて、検査時における「操作により、安全性、機能を目視確認」の項目のチェック漏れが見受けられた。検査時に動作確認が必要なものについては、実際に操作して安全性、機能を確認するとともに、チェックリストの確認欄に確認結果を記載すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 2月26日 工事内容は、天井付近にエアコン用の新たなコンセント口を作る内容であり、工事完成時に現場にて新たなコンセント口が設置されたことを目視にて確認を行った。動作確認については、工事内容から、実際の操作確認は必要ないと判断し、チェック表にはチェックをしないこととした。「原価契約工事 発注・監督・検査マニュアル」を再読し、今後は操作による確認を確実にを行うよう、改めて確認を行った。</p>
<p>共通（４）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 2月26日 起案者は、起案文書を回議する前に、起案文書の、決裁権者、起案日、公印の要否、個人情報の有無、件名、決裁ルート等の再確認を行うこととした。また、財務会計を使用した起案文書ならば、科目、契約方法、金額、件名、契約期間、債権者についても、一つ一つ、指差し確認を行うこととした。併せて添付文書についても、期間や字句誤りがないか、再確認してから回議を行う、という手順をふむよう、課内に周知を行った。加えて、決裁を行う者は、字句誤り等修正項目を発見した場合、直ちに起案者に差し戻し、修正して再回議を求めることとし、牽制体制も強化した。</p>
<p>（１）特別支援教育・相談事業について 子ども、保護者等から来所を受けての教育相談事業を行っているが、相談の内容などにより類型化して、案件に応じ、対応方法や教育委員会関係課、関係機関等との連携先の情報を学校現場と情報共有し、学校現場が戸惑わないようにすること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月12日 来所による教育相談については、相談者の承認を得た上でその内容を学校と情報共有し、医療、福祉など関係機関等との連携についても助言を行い、適切な対応につながるよう努力している。今後も引き続き、学校現場が戸惑うことのないよう、情報発信と連携に努める。</p>
<p>（２）任意団体の通帳等の管理について 三河教育研修運営委員会などの任意団体の預金通帳を保管しており、資金及び入出金の管理について第三者にも説明できるよう、適切に経理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 8日 預金通帳は金庫に保管しており、鍵もダブルロックしている。また資金及び入出金の管理についても、担当者、副参事、課長が金額や債権者等に誤りがないか審査をし、適切に経理を行っていることを改めて確認した。会計監査も適切に行っている。</p>

<p>(3) 校務支援システムの導入について ア システムの導入を図り校務の情報化を進めることにより、教職員の業務負担の軽減に取り組んでおり、その取組みの推進などにより、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保できる環境づくりに配慮していくこと。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 引き続き先進市町等から情報収集を行うとともに、検討委員会を継続開催して、令和元年度中に試行運用を開始、令和2年度から完全運用を行う。それにより教職員が児童生徒と向き合う時間を確保できる環境づくりに配慮していく。</p>
<p>イ システム導入にあたっては、個人情報の適正な取扱い、正確な事務処理を維持できるよう、計画的な移行と手厚い研修体制をとること。また、導入による業務負担の軽減効果についてしっかり分析を行うこと。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 令和元年9月より試験運用を開始し、12月から全小中学校に対して訪問研修を行っている。令和2年度4月からの完全運用に向けて書式の提示やテスト環境の使用などを行っている。また、サポート体制を確立し、教職員の負担軽減を図っていく。</p>
<p>イ システム導入にあたっては、個人情報の適正な取扱い、正確な事務処理を維持できるよう、計画的な移行と手厚い研修体制をとること。また、導入による業務負担の軽減効果についてしっかり分析を行うこと。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 計画的に導入前研修を行うことや導入後の電話サポート体制の実施などで、個人情報の適切な取扱い、正確な事務処理を維持し、業務負担の軽減に配慮していく。また導入後の効果測定についても、導入業者や先進地の方法を収集し、適切に分析を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 2年 2月12日 本運用前の令和元年12月から令和2年2月の間に全小中学校に出向き、全教職員対象に導入研修を行った。また、養護教諭には別途研修を行う予定である。4月からの運用では、システム提供会社の電話サポートや、教育委員会各課でのサポートを行いスムーズな移行を図っていく。本運用に伴って、課題が出てくるのが予想されているので、教育委員会各課とシステム提供会社と連携しながら改良を重ねていく予定である。個人情報等のセキュリティに関しては、これまでの共有フォルダ等による情報管理の方法と比較して高まるのが予想される。導入後の効果についても、本システムで得られる総勤務時間の比較やシステム提供会社や先進地の方法を収集し、適切に分析を行っていく。</p>
<p>(4) 不登校児童生徒に対する対応、対策について いじめ等に起因する不登校児童生徒の適応指導について、引き続き指導課と連携を密にした取組みを継続し、早期対応がとれるよう、縦割りの弊害のない体制をとること。 【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 8月12日 不登校児童生徒の指導には、学校現場はもとより、指導課との協力も欠かせないため、令和元年度から、指導課と行う不登校対策委員会及び不登校対策委員会事務局会の開催回数を増やし、さらなる連携強化を図っている。</p>
<p>(5) 特別支援教育の推進体制について 特別支援教育に関する研修回数の増加を図るなど、研修体制をさらに充実させること。また、研修を受けたキーパーソンが所属の学校全ての教員に研修内容をしっかりフィードバックできるよう、学校ごとの取組内容を把握して模範的なものについて、具体的なミニ研修やケース会議のやり方などを具体的に示すなど、各学校への支援をしっかりと行うこと。 【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 8月12日 特別支援教育コーディネーター担当者研修会において、小・中学校の特別支援教育コーディネーター各1名からの実践報告を加えて内容の充実を図るとともに、今年度新たに、特別支援教育コーディネーター基礎講座を開講し、校内でのミニ研修やケース会議のやり方について、演習を交えた研修を実施した。</p>

<p>(6) 相談支援ファイルの充実について 相談支援ファイルは、子どもたちの発達特性や保護者の要請に応じた教育的支援を行っていくために有効であり、放課後デイサービスなどの福祉サービスを受ける際にもきめ細かい対応が期待できる。しかし、特別支援学級や通級指導の対象でない場合は、相談支援ファイルが作成されていない場合もあるので、教育と福祉のそれぞれの情報の連携が必要となる児童生徒には、同ファイルを作成することにより福祉との連携や卒業後も役立つよう工夫していくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 相談支援ファイルを、家庭・教育・福祉の連携や、高等学校への引継ぎにおいて効果的に活用するよう、校長会及び特別支援教育コーディネーター担当者研修会において周知を図った。特別支援学級や通級指導の対象でない子どもについても、作成が必要と考えられる場合には、引き続き、学校を通じて作成を促していく。</p>
<p>(7) タブレット端末の導入について 中学校の特別支援教育において、タブレット端末が導入、活用されており、小学校へも導入予定とのことであるが、特別支援教育への導入効果もあるようなので、全国の事例等の研究を進めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 各小中学校の特別支援教育コーディネーター担当者に対し、教育と福祉のそれぞれの情報の連携が必要であることを周知するとともに、学校が放課後等デイサービス事業所と相談支援ファイル等を活用して引き継ぎや情報共有を行う具体的な方法を示した。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 指導主事が先進市町の視察や各種セミナーに参加するなどして、指導事例を収集し、効果的な活用方法について、講習会等を通じて担当教員に紹介していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 関西教育ICT展に参加し、特別支援教育におけるICT活用事例や今後の動向等を収集した。今後も事例の収集に努め、有効な活用方法を研究していく。また、マルチメディアダイジェスト教科書の一括ライセンスを取得し、必要な学校において活用を始めた。</p>
<p>(8) インターネットを背景としたいじめ対策について 楠中学校では、校長自らが生徒に講義をしていじめ防止を訴えている。このような学校独自で行われているよい取組みについて、各学校へそれらの取組みを紹介し、拡大を図ること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 8月12日 青少年育成室において出前講座を実施しており、前楠中学校長も講師となり各校で児童生徒や保護者を対象に講義を行っている。また、指導課が生徒指導担当者研修会や校長会議にて事例紹介を行っている。今後も担当各課と連携を図っていく。</p>
<p>(9) 不登校への対応について 不登校の児童生徒は全般的に増加の傾向にあり、臨床心理士の確保やソフト面の充実に力を入れて取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 4月 1日 登校サポートセンターのスタッフについて、臨床心理士やOB嘱託教員、指導員を増員するとともに、増員したスタッフによる不登校児童生徒対応の充実を図った。</p>

<p>(10) 授業づくりガイドブックの活用推進について 児童生徒の問題解決能力を向上させるため、授業づくりガイドブックを作成し、各教員に配付してその活用を推進している。教員の授業力向上に寄与していると考えられるので、この事業の深度を深めていくこと。</p> <p>【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 8月12日 令和元年度も引き続き、児童生徒の問題解決能力を向上させるため、授業づくりガイドブック推進協力校等を通じてその活用を推進していき、教員の授業力向上、授業改善を図っていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月12日 令和元年度の「学力向上に係る調査」の結果によると「問題解決能力向上のための授業づくりガイドブック」を活用した授業実践研修会を行った小中学校の割合が100%に達した。今後はさらに発展させ、授業づくりガイドブックに基づいたタブレット端末を活用した問題解決能力向上の授業展開について研究や研修を重ねていく。</p>